

附属資料

リスクシナリオごとの対応方策

令和8年3月



野 辺 地 町

目次

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	13
1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	21
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生	33
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	41
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
2-1	自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	43
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	49
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	57
2-4	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	65
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱	71
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	75
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	79
3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保する		
3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	83
4 経済活動を機能不全に陥らせない		
4-1	サプライチェーンの寸断等による地域企業の経済活動の低下	89
4-2	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出	93
4-3	食料等の安定供給の停滞	99
4-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響	101
4-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	105

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		頁
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
5-1	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	107
5-2	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	113
5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	117
5-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態	119
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態	123
6-2	災害対応・復旧事業を支える人材等（コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興ができなくなる事態	125
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	129
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態	131
6-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	133
6-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	135

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
<住宅・建築物の耐震化による地震対策> 町民に対し、住宅の耐震診断等の必要性についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断の支援を実施している。耐震改修の補助は行っていない。		令和7年時点の住宅の耐震化率は73%であることから、より耐震化を図る必要がある。
<老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策> 公営住宅の躯体や設備の安全性を確保するため、「野辺地町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、建物や設備の適切な更新を行い、建物や設備の長寿命化に取り組んでいる。公営住宅の耐震は、旧耐震基準で建設された住棟に対して耐震診断を実施しており、耐震に問題はない。		野辺地町公営住宅等長寿命化計画に基づき、定期的な点検を行い、計画的に改善・改修を進めることで、町営住宅の長寿命化を図る必要がある。
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 野辺地町耐震改修計画は定めているが、具体的な取り組みは行っていない。		施設の耐震不足や老朽化が著しく進んでいることから大規模改修や建替えを検討する必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 有戸地区はまなすふれあいセンターについては、建築基準法第12条第1項による定期検査を実施している。老人福祉センターについても、令和7年度に前記の定期検査を実施しているが、令和7年4月より休館中であるため、県への定期報告は令和8年度以降は不要となっている。		定期検査等の結果により、随時、改修工事の予算を捻出する必要がある。
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす施設であるため、地震等の災害に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		公立学校施設のうち小学校については、経年による外壁及び電気設備等の劣化が深刻な状況にあるため、老朽化対策が必要である。
<建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定については、町で要綱を策定し、県等関係機関の協力を得て対応することとしている。		建築物や宅地の危険度判定を行う、判定コーディネーターの数がまだ十分でないため、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。
<文化財の防災対策の推進> 災害から国指定重要文化財・国登録有形文化財等を守るため、平時から定期的に文化財パトロールを実施しているほか、文化財防火デーにあわせ町内の文化財所有者等への啓発運動や、関係者を交えた消防訓練を行っている。		文化財防火デーにて防災意識の啓発や消防訓練を継続する必要があるほか、有事に備え町内文化財所有者との連携体制をつくる必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	住宅の耐震化率が向上している状況を踏まえ、引き続き木造住宅の耐震診断や耐震改修を促し、耐震化をさらに進める。また、相談体制の充実や情報提供による普及啓発を進め、住民の防災意識向上につなげる。	県 町	住宅の耐震化： 令和7年度 73% 令和12年度 100%
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する。	県 町	
○	公立野辺地病院は建築後30年以上経過しているため建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 町	
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	
○	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震補強及び老朽改修などを実施する。小学校については、老朽化対策を実施する。 (実施予定計画：野辺地小学校改築工事（危険・不適格改築事業 令和8年度～令和10年度）)	県 町	
	円滑に建物や住宅の判定活動を実施するため、判定コーディネーターの増員及び更なる育成を図る。	県 町	
	文化財パトロールの実施や文化財調査等により、引き続き、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援する。また、文化財所有者との連携を図る。	県 町	文化財施設での消防訓練： 令和7年度 1回 令和12年度 1回

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「野辺地町公共施設等総合管理計画」及び「野辺地町個別施設計画」に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化の取り組みを進めている。		公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、より一層の長期的な視点を持って更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
<庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎について令和6年8月に新庁舎に移転している。 また、新庁舎の耐震安全性の分類を構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類としている。		防災拠点の機能を備えた新庁舎において、防災活動を支える非常時設備等の設置を検討する必要がある。
<農林水産業施設の耐震化・老朽化対策> 効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、個別施設計画に基づき、対策を進めている。		維持管理と長寿命化を図るため、個別施設計画に基づき、対策を進めているが、老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって更新など長寿命化を計画的に行う必要がある。
<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、船舶避難、物流や輸送の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。		災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<ため池・調整池施設の防災・減災対策> 地震等の災害発生時に、決壊し人家等に被害を及ぼす懸念があるため池を対象とし、決壊時の影響を調査した結果を基としたハザードマップを作成中である。		農業用として使われていないが、貯水機能が残っているため池が点在し、堤体の決壊時の影響が懸念されるため、使用していないため池の排水等を誘導していく必要がある。
【市街地の防災対策】		
<都市公園における防災・老朽化対策> 都市公園は町民に安らぎと潤いを与える貴重な空間であり、災害時には避難場所として運動公園を屋外避難場所に指定しており、安全確保の拠点としての役割も担っている。一方で、公園整備を進めているものの、外周部の植栽緑地化事業については十分に対応できていない状況にある。		公園施設は修繕・更新を随時している。また、植栽についても剪定等で手入れしているが、外周部の植栽緑地化事業については、必要性の有無を含めて検討する必要がある。
<幹線街路の整備> 災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、また、町民からの要望に沿い、整備を進めているが、十分対応できていない。		効果の高い路線から優先的に整備を進め、財政規模と連動した計画性が必要である。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、引き続き個別施設計画に基づき対策を進めるとともに、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取り組みを推進する。	町	
○	庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。また、新庁舎において、防災活動を支える設備等の設置検討を進める。	町	
	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 町	
	災害発生時の海路による輸送を確保するため、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 町	
	青森県ため池安全・安心力中期プランに基づき、より詳細点検が必要とされたため池の詳細調査を実施するとともに、農業用として使われていないため池の排水を誘導していく。	県 町	
	公園施設は随時修繕・更新し、植栽も剪定などで適切に管理することで、屋外避難場所としての適性を維持していく。また、外周部の植栽緑地化についても今後の方向性を検討する。	町	公園の整備及び外周部の植栽 緑地化事業： 令和7年度 植栽剪定4施設 公園施設4施設 令和12年度 公園遊具4基 更新予定
○	災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、国・県と連携を図りながら、幹線道路の整備を実施する。	国 県 町	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 平時から災害発生時に備え、道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。		常に天災等に備え、避難や物資の輸送に支障が出ないよう、災害の発生を予測した道路網の整備が必要である。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。		緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋は全て跨道橋であり、有事の際に輸送路の支障とならないよう、定期的な点検を実施している。		整備後、相当の年数が経過しており、下北縦貫道路等の跨道橋となっているため、定期的な点検を実施し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
【空き家対策】		
<空き家対策> 本町の空き家率は、県や全国を下回っているものの、未相続の空き家などが増加している。危険な空き家（特定空き家等）の倒壊や人的被害を防止するために、野辺地町空き家等対策計画を策定し、野辺地町空き家等対策協議会を立ち上げ、空き家の解体や適正管理を促すよう所有者と協議している。		未相続の空き家が増加している。保安上危険である特定空き家等の管理・除却を進める必要があるため、空き家等対策の推進に関する特別措置法に則って所有者へ対応を促す。また、将来的な空き家の増加を防ぐため、適正な管理や相続・利活用等の呼びかけを行い、空き家バンク登録を促し、利用促進を図る必要がある。
【防火対策・消防力強化】		
<防火意識の普及啓発> 防火意識を啓発するため、毎年春と秋に火災予防運動を実施しているほか、住民や事業所等を対象とした防火教室等を開催している。 また、住宅用火災警報器の設置を推進している。		火災件数及び火災による死者数を減少させるため、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。		大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。		近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保及び装備の充実を図る必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋の定期的な点検を行い、適切な改修・改善を計画的に実施する。	町	
	相続登記手続の周知や空き家バンク登録の促進により空き家の利活用を進めるとともに、倒壊のおそれがある特定空家の解体を進めるため、野辺地町空家等対策計画に基づき適正な管理や活用支援の体制を構築する。	県 町	
	住民の防災意識を高めるため、引き続き火災予防運動を実施するほか、防火教室等を開催する。また、住宅用火災警報器の普及を促進する。	県 消防本部 町	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保及び装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	団員の確保： 令和7年度 159人 令和12年度 条例定数

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、また、活動内容については北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。</p>		<p>災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、北部上北広域事務組合消防本部及び消防署との連携を密にする必要がある。</p>
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<p><石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策></p> <p>六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、消防本部は関係機関と連携し、防災訓練等へ参加している。</p>		<p>石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き関係機関と連携し、防災訓練に参加する必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】		
<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>		<p>令和2年4月現在で8の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>
<p><福祉避難所の確保></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所を確保するための取り組みを行っている。現時点で6施設と協定を締結している。</p> <p>介護老人保健施設えぼし デイサービスふる里 野辺地デイサービスセンター 介護老人保健施設のへじ 総合福祉センターのへじ 公立野辺地病院</p>		<p>洪水の浸水想定区域の見直しにより、区域内の施設が多く存在する。</p>
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>		<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>		<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	消防本部 町	
	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き関係機関と連携し、防災訓練に参加する。	県 町 事業者	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町	
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参加を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。また、福祉避難所の所在について、広報誌やホームページ等により住民への周知を図る。	町 事業所	
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県 町	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【避難行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備> 防災意識向上のため、また、有事の際に住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、標識への海拔標記を62ヶ所実施しているが、避難所や避難路サインの整備は行われていない。		指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
<避難行動要支援者名簿の作成・更新> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、町では要援護者名簿を作成し、平時から状況把握に努めている。令和7年4月1日現在、避難行動要支援者は762名であり、このうち55名について個別避難計画を作成済である。また、避難行動等に関する相談は令和5年度6名、令和6年度7名から寄せられており、こうした情報を踏まえ、支援体制の強化と個別計画の作成を継続している。		名簿への新規登録者や登録されている者の変更等、登録情報が最新かどうか定期的に確認する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時に各自治会と連携して円滑な避難支援等を行うため、町では各自治会へ避難行動要支援者名簿を提供し、情報共有を進めている。 前回の提供（令和2年度）以降、名簿情報を更新しており、令和7年度中には最新の名簿を自治会へ提供する予定で、平時からの支援体制の強化を図っている。		名簿の情報を避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、災害時に円滑に避難できる体制を作る必要がある。
<救急医療情報キットの配布> 救急対策のため、救急医療情報キットを交付している。救急キット登録者数260人（R6年度末現在）。地域包括支援センターを窓口、登録情報の変更等は随時情報更新している。		救急搬送時に交付者の医療情報（かかりつけ医、緊急連絡先等）を医療へ繋げることが可能であるが、災害時の運用は想定されていないため整備が必要である。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。		地域防災力向上のため、自主防災組織の設立を促しているが、新たな組織の結成、増加が困難な状況にある。
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報誌や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。		災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。		参加者が少ないうえ、訓練内容に苦慮している。 東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、避難路・避難所サインの整備等を推進し、設置後は維持・管理を行う。	町	
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員による要援護者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	①避難行動要支援者名簿登録数 ②個別避難計画作成済者： 令和7年度 ①762人 ②55人 令和12年度 ①770人 ②770人
	避難行動要支援者名簿が最新かどうかの確認と併せて、災害時に円滑に避難できる体制を作る。	町	
○	災害時要援護者等の救急対策のため、引き続き救急医療情報キット配付事業を実施する。また、災害時にも運用できるよう整備を進める。	町	救急キット登録事業の周知と運用の充実： 令和7年度 更新・周知 令和12年度 更新・周知
	自主防災組織の新たな結成が進みにくい状況を踏まえ、リーダー研修会や防災啓発研修などを通じて地域の防災力向上を図り、既存組織の活動充実に努める。	県 町	自主防災組織数： 令和7年度 8組織 令和12年度 10組織
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。近年は参加者が減少傾向にあることから、より積極的に事前周知を行うとともに、誰もが気軽に参加できる内容となるよう訓練の在り方を検討する。	町	防災訓練の開催： 令和7年度 2回 令和12年度 2回

リスクシナリオ		
1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><地域防災リーダーの育成></p> <p>地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。</p>		<p>地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。</p>
<p><事業所における防災訓練の充実></p> <p>特に実施していない。</p>		<p>町内事業所への参加の呼びかけをする必要がある。</p>
<p><安全・安心まちづくり推進協議会の充実></p> <p>町民、連合町内会、地域ボランティア団体、事業者、警察、消防、町、その他関係機関・団体による、安全で安心なまちづくりに関する意見・情報交換、さらには地域の持つ課題などを協議する場として協議会を開催し、各団体との連携・協力体制の構築に努めている。</p>		<p>災害が発生した場合の応急対策等の対応に当たっては、地域の諸団体や関係機関との連携・協力関係が欠かせないことから、協議会の充実を図っていく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	地域防災リーダーの人材育成のため、自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	
○	火災予防運動における防火査察や防火教室等を通じて、防火・防災意識の啓発を図る。 また各事業所において避難訓練等を実施するように促す。	消防本部 町 事業者	
	地域の諸団体及び関係機関との連携・協力体制を図るため、引き続き、協議会を開催し、防災、防犯、交通安全等、安全で安心なまちづくりについての意見交換や情報交換を通じて、顔の見える関係を構築していく。	町	

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【津波防災施設の整備】		
< 海岸保全施設の老朽化対策 > 具体的な取り組みは行っていない。		海岸堤防・防潮堤、防波堤、防潮水門、海岸防災林などの海岸保全施設の整備の必要性を検討する必要がある。
【河川関連施設の耐震化・老朽化対策】		
< 河川関連施設の耐震化・老朽化対策 > 河川関連施設の老朽化等の危険個所の状況を把握するとともに、改修等による老朽化対策を進めている。		河川関連施設の整備が局部的なものにとどまっており、機能低下が見受けられることから、引き続き整備及び改修を進める必要がある。
【警戒避難体制の整備】		
< 防災マップ及び津波避難計画の改訂 > 津波発生時における住民等の迅速な避難を確保し、人的被害を軽減するため、青森県海岸津波対策検討会が公表した津波浸水想定区域に基づく防災ガイドマップを作成し、津波避難計画（簡易版）を策定している。		防災マップ及び津波避難計画を最新の情報に保つため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更された場合は適宜更新していく必要がある。
< 漁船避難ルールづくりの促進 > 漁船における避難ルールについては定めていない。		津波発生時の漁船避難ルールづくりに取り組む漁協等が少ないことから、漁船が沖出避難する場合の可否等、地域におけるルールづくりの取組を促進していく必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
< 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 > 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	○	令和2年4月現在で8の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
< 福祉避難所の確保 > 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所を確保するための取り組みを行っている。現時点で6施設と協定を締結している。 介護老人保健施設えぼし デイサービスふる里 野辺地デイサービスセンター 介護老人保健施設のへじ 総合福祉センターのへじ 公立野辺地病院	○	洪水の浸水想定区域の見直しにより、区域内の施設が多く存在する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	現在の施設状況を踏まえ、県と連携して海岸保全施設の整備について検討し、必要に応じて防潮堤等の整備を進める等の対策を計画的に進める。	県	
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、引き続き整備及び改修を進めていく。	県	
○	大規模な津波が発生した際、住民等の円滑な警戒避難を確保するため、地域防災計画の修正や重要な防災上の情報に変更があった場合は、防災マップ及び津波避難計画を改定する。改定した防災マップ及び津波避難計画は、住民へ周知するとともに、防災訓練等で活用する。	町	
	漁業者による自主的な漁船避難ルールづくりが進むよう、引き続き、津波予測結果に基づく指導・助言等を実施する。	県 町 漁協	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町	
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参加を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。また、福祉避難所の所在について、広報誌やホームページ等により住民への周知を図る。	町 事業所	

リスクシナリオ		
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
<p><都市公園における防災・老朽化対策></p> <p>都市公園は町民に安らぎと潤いを与える貴重な空間であり、災害時には避難場所として運動公園を屋外避難場所に指定しており、安全確保の拠点としての役割も担っている。一方で、公園整備は進めているものの、外周部の植栽緑地化事業については十分に対応できていない状況にある。</p>	○	<p>公園施設は修繕・更新を随時している。また、植栽についても剪定等で手入れしているが、外周部の植栽緑地化事業については、必要性の有無を含めて検討する必要がある。</p>
【避難行動支援】		
<p><避難所・避難路サインの整備></p> <p>防災意識向上のため、また、有事の際に住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、標識への海拔標記を62ヶ所実施しているが、避難所や避難路サインの整備は行われていない。</p>	○	<p>指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の作成・更新></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、町では要援護者名簿を作成し、平時から状況把握に努めている。令和7年4月1日現在、避難行動要支援者は762名であり、このうち55名について個別避難計画を作成済である。また、避難行動等に関する相談は令和5年度6名、令和6年度7名から寄せられており、こうした情報を踏まえ、支援体制の強化と個別計画の作成を継続している。</p>	○	<p>名簿への新規登録者や登録されている者の変更等、登録情報が最新かどうか定期的に確認する必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時に各自治会と連携して円滑な避難支援等を行うため、町では各自治会へ避難行動要支援者名簿を提供し、情報共有を進めている。前回の提供（令和2年度）以降、名簿情報を更新しており、令和7年度中には最新の名簿を自治会へ提供する予定で、平時からの支援体制の強化を図っている。</p>	○	<p>名簿の情報を避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、災害時に円滑に避難できる体制を作る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。</p>	<p>県 町 事業者</p>	
	<p>公園施設は随時修繕・更新し、植栽も剪定などで適切に管理することで、屋外避難場所としての適性を維持していく。また、外周部の植栽緑地化についても今後の方向性を検討する。</p>	<p>町</p>	<p>公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業： 令和7年度 植栽剪定4施設 公園施設4施設 令和12年度 公園遊具4基 更新予定</p>
○	<p>災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、避難路・避難所サインの整備等を推進し、設置後は維持・管理を行う。</p>	<p>町</p>	
○	<p>名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員による要援護者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。</p>	<p>町</p>	<p>①避難行動要支援者名簿登録数 ②個別避難計画作成済者： 令和7年度 ①762人 ②55人 令和12年度 ①770人 ②770人</p>
	<p>避難行動要支援者名簿が最新かどうかの確認と併せて、災害時に円滑に避難できる体制を作る。</p>	<p>町</p>	

リスクシナリオ		
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><救急医療情報キットの配布></p> <p>救急対策のため、救急医療情報キットを交付している。救急キット登録者数260人（R6年度末現在）。地域包括支援センターを窓口にて、登録情報の変更等は随時情報更新している。</p>	○	救急搬送時に交付者の医療情報（かかりつけ医、緊急連絡先等）を医療へ繋げることが可能であるが、災害時の運用は想定されていないため整備が必要である。
【消防力の強化】		
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。</p>	○	近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保及び装備の充実を図る必要がある。
<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、また、活動内容については北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。</p>	○	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、北部上北広域事務組合消防本部及び消防署との連携を密にする必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<p><災害を伝承する記録・資料の保存・公開></p> <p>郷土の歴史に関する資料として、災害に関する記録や資料を収集し保存している。また、収集資料を活用しパネル展での展示や広報等で公開している。</p>		引き続き、災害に関する資料の収集・保存を図るとともに、適宜公開する必要がある。
<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。</p>	○	地域防災力向上のため、自主防災組織の設立を促しているが、新たな組織の結成、増加が困難な状況にある。
<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報誌や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<p><防災訓練の推進></p> <p>地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。</p> <p>また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。</p>	○	参加者が少ないうえ、訓練内容に苦慮している。東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害時要援護者等の救急対策のため、引き続き救急医療情報キット配付事業を実施する。また、災害時にも運用できるよう整備を進める。	町	救急キット登録事業の周知と運用の充実： 令和7年度 更新・周知 令和12年度 更新・周知
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保及び装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	団員の確保： 令和7年度 159人 令和12年度 条例定数
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	消防本部 町	
	災害の資料を次世代に伝えるため、資料の収集・保存を図るとともに、適宜公開する	町	災害に関する記録の展示： 令和7年度 2 令和12年度 2
	自主防災組織の新たな結成が進みにくい状況を踏まえ、リーダー研修会や防災啓発研修などを通じて地域の防災力向上を図り、既存組織の活動充実に努める。	県 町	自主防災組織数： 令和7年度 8組織 令和12年度 10組織
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。近年は参加者が減少傾向にあることから、より積極的に事前周知を行うとともに、誰もが気軽に参加できる内容となるよう訓練の在り方を検討する。	町	防災訓練の開催： 令和7年度 2回 令和12年度 2回

リスクシナリオ		
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><地域防災リーダーの育成></p> <p>地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。</p>	○	<p>地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	地域防災リーダーの人材育成のため、自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】		
<河川改修等の治水対策> 過去に氾濫実績のある河川の改修や、河道浚渫を実施し、治水対策を講じている。		河川改修や河道浚渫などを含め、局部的な維持修繕にとどまっているため、計画的な改修等を進める必要がある。
【河川関連施設等の防災対策】		
<河川関連施設の耐震化・老朽化対策> 河川関連施設の老朽化等の危険個所の状況を把握するとともに、改修等による老朽化対策を進めている。	○	河川関連施設の整備が局部的なものにとどまっており、機能低下が見受けられることから、引き続き整備及び改修を進める必要がある。
<ため池・調整池施設の防災・減災対策> 地震等の災害発生時に、決壊し人家等に被害を及ぼす懸念があるため池を対象とし、決壊時の影響を調査した結果を基としたハザードマップを作成中である。	○	農業用として使われていないが、貯水機能が残っているため池が点在し、堤体の決壊時の影響が懸念されるため、使用していないため池の排水等を誘導していく必要がある。
<海岸保全施設の整備> 具体的な取り組みは行っていない。		海岸保全施設の整備については実施の可否を検討する必要がある。
【警戒避難体制の整備】		
<避難情報発令体制の整備> 洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。		災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。
<避難情報の発令基準の見直し> 町から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害、津波）の避難勧告等発令基準を策定している。		国のガイドラインの改訂等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直ししていく必要がある。
<住民等への情報伝達手段の多様化> 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、LINE、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。		避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、国の交付金等の活用を検討し、計画的かつ効率的に河川改修等を実施する。	県 町	
	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、引き続き整備及び改修を進めていく。	県	
	青森県ため池安全・安心力中期プランに基づき、より詳細点検が必要とされたため池の詳細調査を実施するとともに、農業用として使われていないため池の排水を誘導していく。	県 町	
○	現在の施設の状況を踏まえ、県との連携を図りながら津波浸水想定に対応した防潮堤等の整備を実施する。	県	
○	災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。また、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川の洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムライン（防災行動計画）の策定やホットライン（緊急時の直通電話）の構築を進める。	県 町	
○	国のガイドラインの改定等があった場合は、当町の地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。	町	
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者、自主防災組織と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、定期的に町による訓練等を実施していく。	県 町	

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 県・市町村・防災関係機関における情報伝達 ></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。ため池については、県が整備している「ため池防災支援システム」を活用した独自の情報連絡体制を構築している。</p>		<p>県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークやため池防災支援システムのネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】		
<p>< 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	○	<p>令和2年4月現在で8の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>
<p>< 福祉避難所の確保 ></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所を確保するための取り組みを行っている。現時点で6施設と協定を締結している。</p> <p>介護老人保健施設えぼし デイサービスふる里 野辺地デイサービスセンター 介護老人保健施設のへじ 総合福祉センターのへじ 公立野辺地病院</p>	○	<p>洪水の浸水想定区域の見直しにより、区域内の施設が多く存在する。</p>
<p>< 防災公共の推進 ></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	<p>災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。ため池防災支援システムは特にネットワークの混雑が予想されることから、県、市町村、防災関係機関により体制強化を図る。また、情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。</p>	<p>町</p>	
○	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参加を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。また、福祉避難所の所在について、広報誌やホームページ等により住民への周知を図る。</p>	<p>町 事業所</p>	
○	<p>「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。</p>	<p>県 町</p>	

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
<p><都市公園における防災・老朽化対策></p> <p>都市公園は町民に安らぎと潤いを与える貴重な空間であり、災害時には避難場所として運動公園を屋外避難場所に指定しており、安全確保の拠点としての役割も担っている。一方で、公園整備は進めているものの、外周部の植栽緑地化事業については十分に対応できていない状況にある。</p>	○	<p>公園施設は修繕・更新を随時している。また、植栽についても剪定等で手入れしているが、外周部の植栽緑地化事業については、必要性の有無を含めて検討する必要がある。</p>
【避難行動支援】		
<p><避難所・避難路サインの整備></p> <p>防災意識向上のため、また、有事の際に住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、標識への海拔標記を62ヶ所実施しているが、避難所や避難路サインの整備は行われていない。</p>	○	<p>指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の作成・更新></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、町では要支援者名簿を作成し、平時から状況把握に努めている。令和7年4月1日現在、避難行動要支援者は762名であり、このうち55名について個別避難計画を作成済である。また、避難行動等に関する相談は令和5年度6名、令和6年度7名から寄せられており、こうした情報を踏まえ、支援体制の強化と個別計画の作成を継続している。</p>	○	<p>名簿への新規登録者や登録されている者の変更等、登録情報が最新かどうか定期的に確認する必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時に各自治会と連携して円滑な避難支援等を行うため、町では各自治会へ避難行動要支援者名簿を提供し、情報共有を進めている。</p> <p>前回の提供(令和2年度)以降、名簿情報を更新しており、令和7年度中には最新の名簿を自治会へ提供する予定で、平時からの支援体制の強化を図っている。</p>	○	<p>名簿の情報を避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、災害時に円滑に避難できる体制を作る必要がある。</p>
<p><救急医療情報キットの配布></p> <p>救急対策のため、救急医療情報キットを交付している。救急キット登録者数260人(R6年度末現在)。地域包括支援センターを窓口で、登録情報の変更等は随時情報更新している。</p>	○	<p>救急搬送時に交付者の医療情報(かかりつけ医、緊急連絡先等)を医療へ繋げることが可能であるが、災害時の運用は想定されていないため整備が必要である。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
	公園施設は随時修繕・更新し、植栽も剪定などで適切に管理することで、屋外避難場所としての適性を維持していく。また、外周部の植栽緑地化についても今後の方向性を検討する。	町	公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業： 令和7年度 植栽剪定4施設 公園施設4施設 令和12年度 公園遊具4基 更新予定
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、避難路・避難所サインの整備等を推進し、設置後は維持・管理を行う。	町	
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員による要援護者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	①避難行動要支援者名簿登録数 ②個別避難計画作成済者： 令和7年度 ①762人 ②55人 令和12年度 ①770人 ②770人
	避難行動要支援者名簿が最新かどうかの確認と併せて、災害時に円滑に避難できる体制を作る。	町	
○	災害時要援護者等の救急対策のため、引き続き救急医療情報キット配付事業を実施する。また、災害時にも運用できるよう整備を進める。	町	救急キット登録事業の周知と運用の充実： 令和7年度 更新・周知 令和12年度 更新・周知

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【消防力の強化】		
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	○	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。	○	近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保及び装備の充実を図る必要がある。
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、また、活動内容については北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。	○	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、北部上北広域事務組合消防本部及び消防署との連携を密にする必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	地域防災力向上のため、自主防災組織の設立を促しているが、新たな組織の結成、増加が困難な状況にある。
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報誌や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。	○	参加者が少ないうえ、訓練内容に苦慮している。 東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
<地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。	○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保及び装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	団員の確保： 令和7年度 159人 令和12年度 条例定数
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	消防本部 町	
	自主防災組織の新たな結成が進みにくい状況を踏まえ、リーダー研修会や防災啓発研修などを通じて地域の防災力向上を図り、既存組織の活動充実に努める。	県 町	自主防災組織数： 令和7年度 8組織 令和12年度 10組織
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。近年は参加者が減少傾向にあることから、より積極的に事前周知を行うとともに、誰もが気軽に参加できる内容となるよう訓練の在り方を検討する。	町	防災訓練の開催： 令和7年度 2回 令和12年度 2回
○	地域防災リーダーの人材育成のため、自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<水防災意識社会再構築ビジョンの取り組み> 堤防の決壊や越水等による大規模な災害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動や水防活動等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し対策を推進している。		
【防災インフラの長期間にわたる機能不全】		
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 野辺地町耐震改修計画は定めているが、具体的な取り組みは行っていない。	○	施設の耐震不足や老朽化が著しく進んでいることから大規模改修や建替えを検討する必要がある。
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「野辺地町公共施設等総合管理計画」及び「野辺地町個別施設計画」に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化の取り組みを進めている。	○	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、より一層の長期的な視点を持って更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
<町庁舎、消防本部庁舎等の耐震化・老朽化対策> 令和6年度に庁舎建物の更新を実施。(旧庁舎の解体及び新庁舎の供用開始。)		消防分団施設のうち、浸水想定区域の拡大により区域内に位置する事となったものについて、早期に対応する必要がある。
<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、船舶避難、物流や輸送の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	○	災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 平時から災害発生時に備え、道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	常に天災等に備え、避難や物資の輸送に支障が出ないよう、災害の発生を予測した道路網の整備が必要である。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋は全て跨道橋であり、有事の際に輸送路の支障とならないよう、定期的な点検を実施している。	○	整備後、相当の年数が経過しており、下北縦貫道路等の跨道橋となっているため、定期的な点検を実施し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
<農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、農業用排水路等の機能保全・老朽化対策等を実施している。		農業水利施設の状況を適切に把握するとともに、機能不全による被害発生を防止するため、計画的な耐震化・老朽化対策等を実施する必要がある。
<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。		既存砂防関係施設において計画的に点検・評価を実施し長寿命化を図っていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	野辺地川水系においては「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づくハード・ソフト対策を国、県と連携して推進する。	国 県 町	
○	公立野辺地病院は建築後30年以上経過しているため建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 町	
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、引き続き個別施設計画に基づき対策を進めるとともに、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取り組みを推進する。	町	
○	引き続き庁舎等の耐震化を維持するとともに、災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施する。	町 消防本部	
	災害発生時の海路による輸送を確保するため、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 町	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋の定期的な点検を行い、適切な改修・改善を計画的に実施する。	町	
○	農業水利施設の状況を適切に把握するとともに、機能不全による被害発生を防止するため、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施する。	県 町	
○	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県	

リスクシナリオ		
1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>		<p>人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。</p>
<p><下水道施設の地震対策></p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、機械・電気設備の更新に併せて建築物・土木構造物の耐震補強を実施している。</p>		<p>供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気設備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。</p> <p>また、建築・土木構造物・管路施設の中には現行の耐震基準に対し耐震性能が不足しているものもあることから、下水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。</p>
<p><下水道施設の老朽化対策></p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、機械・電気設備の老朽化対策事業を実施している。</p> <p>管路施設については、腐食のおそれがある箇所及び主要な管路内を点検し、今後も5年に1回の頻度で点検することとしている。</p>		<p>供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気設備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。</p> <p>また、管路施設の中には耐用年数を超過しているものもあることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。</p>
<p><農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。</p>		<p>農業集落排水施設の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。</p>
<p><合併処理浄化槽への転換の促進></p> <p>老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報や町ホームページにより当該制度の周知に努めている。また、平成30年度から補助金の対象範囲を広げ、設置者の負担軽減を図っている。</p> <p>生活排水処理率令和6年度末時点75.05%設置、基数R6=30基、R7=30基</p>		<p>災害発生時に備え、引き続き、老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。	町	
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、今後も引き続き定期的に点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画を策定する。	町	
○	農業集落排水施設の長寿命化を図るため、計画的な機能診断の実施等について指導・助言等を行う。	町	
○	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、浄化槽補助金制度の周知に努めるとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	県 町	合併処理浄化槽普及率： 令和12年度 91%

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備(土砂災害)】		
<避難情報発令及び自主避難のための情報提供> 土砂災害に関して、避難勧告等の具体的な発令基準を地域防災計画に定めている。 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。		土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】		
<砂防関係施設の整備> 土砂災害に対し、安全安心な市民生活を確保するため、崩壊するおそれのある急傾斜地については、急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう県に働きかけ、対策工事の推進に努めている。		急傾斜地崩壊危険区域の指定要件に該当はしないが、危険度が高い区域もあるため、風化による法面の浸食状況等を確認し、対策工事に繋がるよう県に働きかけていく必要がある。
<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。	○	既存砂防関係施設において計画的に点検・評価を実施し長寿命化を図っていく必要がある。
【農山村地域における防災対策】		
<農村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
<ため池・調整池施設の防災・減災対策> 地震等の災害発生時に、決壊し人家等に被害を及ぼす懸念があるため池を対象とし、決壊時の影響を調査した結果を基としたハザードマップを作成中である。	○	農業用として使われていないが、貯水機能が残っているため池が点在し、堤体の決壊時の影響が懸念されるため、使用していないため池の排水等を誘導していく必要がある。
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	○	令和2年4月現在で8の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法について必要に応じて見直しを行う。また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報誌やホームページによる周知のほか、防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。	町	
○	災害履歴のある個所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。また、急傾斜地崩壊危険区域の指定要件に該当はしないものの、危険度が高い区域については、風化による法面の浸食状況等を確認し、対策工事に繋がるよう県への働きかけに尽力する。工事の進捗が遅いエリアなどについては、住民へ周知する。	県	
○	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県	
○	治山施設を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。	県 町	
	青森県ため池安全・安心力中期プランに基づき、より詳細点検が必要とされたため池の詳細調査を実施するとともに、農業用として使われていないため池の排水を誘導していく。	県 町	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町	

リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><福祉避難所の確保></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所を確保するための取り組みを行っている。現時点で6施設と協定を締結している。</p> <p>介護老人保健施設えぼし デイサービスふる里 野辺地デイサービスセンター 介護老人保健施設のへじ 総合福祉センターのへじ 公立野辺地病院</p>	○	洪水の浸水想定区域の見直しにより、区域内の施設が多く存在する。
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
<p><都市公園における防災・老朽化対策></p> <p>都市公園は町民に安らぎと潤いを与える貴重な空間であり、災害時には避難場所として運動公園を屋外避難場所に指定しており、安全確保の拠点としての役割も担っている。一方で、公園整備は進めているものの、外周部の植栽緑地化事業については十分に対応できていない状況にある。</p>	○	公園施設は修繕・更新を随時している。また、植栽についても剪定等で手入れしているが、外周部の植栽緑地化事業については、必要性の有無を含めて検討する必要がある。
【情報通信の確保】		
<p><情報通信利用環境の強化></p> <p>災害時、最初に開設する避難所としている中央公民館においてWi-Fiサービスを提供している。</p>		町が管理する施設のWi-Fi利用環境を、更に充実させる必要がある。
【避難行動支援】		
<p><避難所・避難路サインの整備></p> <p>防災意識向上のため、また、有事の際に住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動が取れるよう、標識への海拔標記を62ヶ所実施しているが、避難所や避難路サインの整備は行われていない。</p>	○	指定避難所及び避難場所、避難路等の状況変化等を踏まえ、必要に応じて避難所・避難路サインの整備等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参加を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。また、福祉避難所の所在について、広報誌やホームページ等により住民への周知を図る。	町 事業所	
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県 町	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
	公園施設は随時修繕・更新し、植栽も剪定などで適切に管理することで、屋外避難場所としての適性を維持していく。また、外周部の植栽緑地化についても今後の方向性を検討する。	町	公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業： 令和7年度 植栽剪定4施設 公園施設4施設 令和12年度 公園遊具4基 更新予定
	公共施設におけるWi-Fiの利用環境が不十分な状況を踏まえ、町が管理する施設の通信環境を充実させ、利用できるエリアの拡大に努める。	町 事業者	
○	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、避難路・避難所サインの整備等を推進し、設置後は維持・管理を行う。	町	

リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><避難行動要支援者名簿の作成・更新></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、町では要支援者名簿を作成し、平時から状況把握に努めている。令和7年4月1日現在、避難行動要支援者は762名であり、このうち55名について個別避難計画を作成済である。また、避難行動等に関する相談は令和5年度6名、令和6年度7名から寄せられており、こうした情報を踏まえ、支援体制の強化と個別計画の作成を継続している。</p>	○	<p>名簿への新規登録者や登録されている者の変更等、登録情報が最新かどうか定期的に確認する必要がある。</p>
<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時に各自治会と連携して円滑な避難支援等を行うため、町では各自治会へ避難行動要支援者名簿を提供し、情報共有を進めている。</p> <p>前回の提供（令和2年度）以降、名簿情報を更新しており、令和7年度中には最新の名簿を自治会へ提供する予定で、平時からの支援体制の強化を図っている。</p>	○	<p>名簿の情報を避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、災害時に円滑に避難できる体制を作る必要がある。</p>
<p><救急医療情報キットの配布></p> <p>救急対策のため、救急医療情報キットを交付している。救急キット登録者数260人（R6年度末現在）。地域包括支援センターを窓口し、登録情報の変更等は随時情報更新している。</p>	○	<p>救急搬送時に交付者の医療情報（かかりつけ医、緊急連絡先等）を医療へ繋げることが可能であるが、災害時の運用は想定されていないため整備が必要である。</p>
【消防力の強化】		
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。</p>	○	<p>近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保及び装備の充実を図る必要がある。</p>
<p><消防団員の安全確保></p> <p>災害時の消防団員の安全確保のため、安全装備品の充実に努め、また、活動内容については北部上北広域事務組合消防本部の指導のもと、教育・訓練に努めている。</p>	○	<p>災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、北部上北広域事務組合消防本部及び消防署との連携を密にする必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	名簿の登録情報が最新かどうかの確認を行うため、民生委員による要援護者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	①避難行動要支援者名簿登録数 ②個別避難計画作成済者： 令和7年度 ①762人 ②55人 令和12年度 ①770人 ②770人
	避難行動要支援者名簿が最新かどうかの確認と併せて、災害時に円滑に避難できる体制を作る。	町	
○	災害時要援護者等の救急対策のため、引き続き救急医療情報キット配付事業を実施する。また、災害時にも運用できるよう整備を進める。	町	救急キット登録事業の周知と運用の充実： 令和7年度 更新・周知 令和12年度 更新・周知
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保及び装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	団員の確保： 令和7年度 159人 令和12年度 条例定数
○	災害時における消防団員の安全を確保するため、津波以外の災害にも対応したマニュアルに見直すとともに、定期的に訓練を実施し、マニュアルの実効性を確保する。	消防本部 町	

リスクシナリオ		
1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<土砂災害ハザードマップの作成及び防災意識の啓発> 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害警戒区域が記載された防災ハザードマップを配付している。		災害発生時における警戒避難につながる体制を構築するため、引き続き土砂災害警戒区域や避難場所等が記載されている防災ハザードマップを住民に周知する必要がある。
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	地域防災力向上のため、自主防災組織の設立を促しているが、新たな組織の結成、増加が困難な状況にある。
<防災意識の啓発> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報誌や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
<防災訓練の推進> 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。	○	参加者が少ないうえ、訓練内容に苦慮している。 東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
<地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。	○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため防災ハザードマップの更なる周知を図る。	町	
	自主防災組織の新たな結成が進みにくい状況を踏まえ、リーダー研修会や防災啓発研修などを通じて地域の防災力向上を図り、既存組織の活動充実に努める。	県 町	自主防災組織数： 令和7年度 8組織 令和12年度 10組織
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。近年は参加者が減少傾向にあることから、より積極的に事前周知を行うとともに、誰もが気軽に参加できる内容となるよう訓練の在り方を検討する。	町	防災訓練の開催： 令和7年度 2回 令和12年度 2回
○	地域防災リーダーの人材育成のため、自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防雪施設の整備】		
<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵等の整備を行っている。		新たな防雪施設を整備する箇所、老朽化している設備について整備を進める必要がある。
【道路交通の確保】		
<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪委託業者等との連携を図り、こまめな除排雪を行っている。		冬期間における道路交通の安全を確保するため、先進的な技術を積極的に導入し、持続可能な除排雪体制の構築を推進する必要がある。
【代替交通手段の確保】		
<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため交通事業者と情報共有を図っている。		災害発生時において、交通手段の確保に向けて、交通事業者と連携した取り組みが必要である。
【情報通信の確保】		
<情報通信利用環境の強化> 災害時、最初に開設する避難所としている中央公民館においてWi-Fiサービスを提供している。	○	町が管理する施設のWi-Fi利用環境を、更に充実させる必要がある。
【冬季の防災意識の啓発】		
<冬季の防災意識の啓発> 道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、広報紙やホームページを通して住民への協力依頼を行っている。		広報紙やホームページを通して道路への雪出しをしないよう呼びかけているが、一部道路への雪出し等が行われているため、周知の方法を検討していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	冬期間の安全な道路交通確保に向けて、県と連携を図りながら防雪施設の整備を行う必要がある。	県 町	
○	除排雪に関する先進技術の導入や、持続可能な運営体制の構築を図り、冬期間における道路交通の安全を確保する。	国 県 町	除雪車両へのGPS機器搭載率： 令和7年度 0% 令和12年度 100%
○	代替交通手段の確保のため、交通事業者と連携し情報共有を図る。	県 町	
	公共施設におけるW i - F i の利用環境が不十分な状況を踏まえ、町が管理する施設の通信環境を充実させ、利用できるエリアの拡大に努める。	町 事業者	
	道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通障害を防止するため、今後も広報誌やホームページによる注意喚起を継続するとともに、住民への新たな情報提供や周知の方法等を検討する。	町	

<p>事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-1 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態</p>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】</p>		
<p><庁舎等の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時に防災拠点となる庁舎について令和6年8月に新庁舎に移転している。</p> <p>また、新庁舎の耐震安全性の分類を構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類としている。</p>	○	<p>防災拠点の機能を備えた新庁舎において、防災活動を支える非常時設備等の設置を検討する必要がある。</p>
<p>【災害対策本部機能の強化】</p>		
<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>庁舎は災害時の防災拠点となることを踏まえ、令和6年8月新庁舎へ移転している。</p>		<p>災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p>
<p>【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】</p>		
<p><災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化></p> <p>災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する緊急消防援助隊を要請するために災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保している。</p>		<p>北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。</p>
<p><防災航空隊への航空支援></p> <p>防災航空隊との連携に必要な情報を確実に共有し、災害時にも行政機能を維持できるよう、平時から重要な行政データを継続的にバックアップする体制の整備を進めている。</p>		<p>防災航空隊との連携がスムーズに取れるよう、引き続き重要な行政データのバックアップを行っていく必要がある。</p>
<p><医療従事者確保に係る連携体制></p> <p>町内の医師等をもってしても医療、助産及び保管の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣や、必要に応じて災害派遣医療チームの派遣を含め応援を要請することとしている。</p>		<p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。また、受援体制を整える必要がある。</p>
<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p>		<p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。また、新庁舎において、防災活動を支える設備等の設置検討を進める。	町	
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町	
	災害発生時に緊急消防援助隊の受け入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 消防本部 町	
	大規模災害では被災地だけでの対応が困難であることから、防災航空隊との連携・支援体制を強化する。そのため、平時から重要な行政データのバックアップを継続し、情報共有が途切れない環境を確保することで、迅速かつ円滑な連携を図る。	県 消防本部 町	
○	災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や関係機関との連携体制を強化する。また、災害時における関係機関との被災情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。	県 町 連携町村	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	町 消防本部	

リスクシナリオ		
2-1 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 図上訓練の実施 ></p> <p>以前は当町の職員を対象とし、避難所運営に係る図上演習を実施していたが、近年は実施していない。</p>		<p>災害時における即応力を高めるため、図上訓練の実施し、シミュレーションする必要がある。</p>
【救急・救助活動等の体制強化】		
<p>< 消防力の強化 ></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p>< 消防団の充実 ></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。</p>	○	<p>近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保及び装備の充実を図る必要がある。</p>
<p>< 救急・救助活動等の体制強化 ></p> <p>災害発生時の救命率向上を図るため、各種講習会を通じて救急救命士や救急隊員への指導体制を充実させるとともに、新規育成や再教育を継続している。また、他の消防隊員にも専門的知識・技能を習得させ、適切な救急活動を行えるよう教育訓練を実施している。さらに、災害時に青森県広域災害・救急医療情報システムを迅速に活用できるような体制整備を進めている。</p>		<p>災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、引き続き救急救命士の再教育を進める必要がある。また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。</p>
【支援物資等の供給体制の確保】		
<p>< 災害応援の受入体制の構築 ></p> <p>災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>		<p>災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>
<p>< 救援物資等の受援体制の構築 ></p> <p>災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。</p>		<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時に迅速に避難所運営ができるよう、引き続き図上演習を行うとともに、災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、定期的に図上訓練を実施する。	町	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。	県 町 消防本部	
○	地域の実情に応じて消防団員の確保及び装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	団員の確保： 令和7年度 159 令和12年度 条例定数
○	災害発生時の救急体制強化を図るため、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進めていく。また、救急救命士以外の消防職員に対しても、災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、教育訓練を実施する。	消防本部 町	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	町	

リスクシナリオ		
2-1 自衛隊、警察、消防、海上保安部等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
< 防災意識の啓発 > 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報誌や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
< 防災訓練の推進 > 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会も防災訓練に参加している。	○	参加者が少ないうえ、訓練内容に苦慮している。 東日本大震災の教訓を踏まえた津波避難訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していくとともに、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っていく必要がある。
< 自主防災組織の設立・活性化支援 > 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	地域防災力向上のため、自主防災組織の設立を促しているが、新たな組織の結成、増加が困難な状況にある。
< 地域防災リーダーの育成 > 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織対象の研修会等に参加している。	○	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
○	引き続き、近年の災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。近年は参加者が減少傾向にあることから、より積極的に事前周知を行うとともに、誰もが気軽に参加できる内容となるよう訓練の在り方を検討する。	町	防災訓練の開催： 令和7年度 2回 令和12年度 2回
	自主防災組織の新たな結成が進みにくい状況を踏まえ、リーダー研修会や防災啓発研修などを通じて地域の防災力向上を図り、既存組織の活動充実に努める。	県 町	自主防災組織数： 令和7年度 8組織 令和12年度 10組織
○	地域防災リーダーの人材育成のため、自治会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を図る。	町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ		
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・病院に対する燃料の確保】		
<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部との間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。		災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<緊急車両等への燃料供給の確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合上北支部と石油燃料の優先供給に係る協定を締結している。		災害発生時において、緊急車両等への燃料の優先供給を確保するため、青森県石油商業組合上北支部との連携体制を維持する必要がある。
<医療施設の燃料等確保> 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。		災害発生時において、燃料の優先供給を確保するため、引き続き青森県石油商業組合との連携体制を維持する必要がある。
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
<防災ヘリコプターの連絡体制の確立> 大規模災害が発生した場合には、青森県防災航空センターへ通報することとしている。		防災関係機関の連携体制を確立するため、訓練等を実施する必要がある。また、遭難事故等の未然防止のため、各種媒体による広報活動を行う必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 平時から災害発生時に備え、道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	常に天災等に備え、避難や物資の輸送に支障が出ないよう、災害の発生を予測した道路網の整備が必要である。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町	
○	災害発生時において協定に基づき緊急車両等への燃料の優先確保できるよう、引き続き、連絡体制を維持していく。	町	
○	不測の事態に備え、近隣町村の石油商業組合への依頼や県内外の備蓄在庫のある業者からの調達等も視野に、調達先のリスト化など、燃料確保のための取り組みを進める。	県	
○	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関との連携体制を構築する。また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点

リスクシナリオ		
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><農道等の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋は全て跨道橋であり、有事の際に輸送路の支障とならないよう、定期的な点検を実施している。</p>	○	整備後、相当の年数が経過しており、下北縦貫道路等の跨道橋となっているため、定期的な点検を実施し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
【病院・福祉施設等の耐震化】		
<p><病院施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>野辺地町耐震改修計画は定めているが、具体的な取り組みは行っていない。</p>	○	施設の耐震不足や老朽化が著しく進んでいることから大規模改修や建替えを検討する必要がある。
<p><社会福祉施設等の耐震化></p> <p>有戸地区はまなすふれあいセンターについては、建築基準法第12条第1項による定期検査を実施している。老人福祉センターについても、令和7年度に前記の定期検査を実施しているが、令和7年4月より休館中であるため、県への定期報告は令和8年度以降は不要となっている。</p>	○	定期検査等の結果により、随時、改修工事の予算を捻出する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
<p><災害時医療の連携体制></p> <p>町内の医師等をもってしても医療、助産及び保管の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣や、必要に応じて災害派遣医療チームの派遣を含め応援を要請することとしている。</p>		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。また、受援体制を整える必要がある。
<p><医療従事者確保に係る連携体制></p> <p>町内の医師等をもってしても医療、助産及び保管の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣や、必要に応じて災害派遣医療チームの派遣を含め応援を要請することとしている。</p>	○	災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。また、受援体制を整える必要がある。
<p><お薬手帳の利用啓発></p> <p>災害時に医療従事者が不足する場合においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるよう、「お薬手帳」の携帯について普及啓発を図っていく。</p>		持病を抱える住民の災害時のお薬手帳の活用・携帯について引き続き啓発していく必要がある。
<p><保健医療の連携体制></p> <p>災害の発生に備えて、町内の医療機関と医療救護活動についての協定を締結している。</p>		引き続き、町内の医療機関と連携していく必要がある。
<p><応急手当等の普及啓発></p> <p>災害時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、個人については消防本部で、自主防災組織や職場などの団体については、管轄する消防署において救命講習を実施している。</p>		相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療にかかる負担を軽減させていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋の定期的な点検を行い、適切な改修・改善を計画的に実施する。	町	
○	公立野辺地病院は建築後30年以上経過しているため建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 町	
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	
○	大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的な医療機関や医師会との連携体制を強化する。また、関係機関から想定される支援や派遣要請の内容を整理し、マニュアルの整備及び改訂を進める。	病院 町	
○	災害発生時の医療提供体制を確保するため、県や関係機関との連携体制を強化する。また、災害時における関係機関との被災情報の共有化を図るためのハード及びソフトの整備について検討していく。	県 町 連携町村	
	持病を抱える住民の災害時のお薬手帳の活用・携帯について引き続き啓発していく。	県 町 薬剤師会	
	引き続き、町内の医療機関と連携して災害発生時に備えた協力体制を維持し、地域の医療支援体制を確保する。	県 町	
	災害時に多く発生する軽傷者には地域の相互扶助による応急手当で対応し、医療機関の負担を軽減する体制が重要である。平時から個人、自主防災組織及び団体は管轄する消防署で救命講習を受講し、応急手当の普及を進めることで地域の対応力向上を図っていく。	消防本部 町	

リスクシナリオ		
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><医療機関における水源の確保></p> <p>医療機関において平時からの地下水の活用など、非常時の水源の確保について取り組みは行っていない。</p>		<p>人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。</p>
【避難者の健康対策】		
<p><避難所外避難者の把握等の対策></p> <p>避難所外避難者を把握し、避難所以外の場所で避難生活をする避難者を含めた健康管理を行うこととする。</p>		<p>車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係機関との協力体制を構築する必要がある。</p>
<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>避難者への健康チェックを行い、受診が必要な方は医療に繋ぐ等、健康相談を行っていくほか、感染症の蔓延を防ぐため、十分な換気、手洗い、うがい、マスクの着用といった基本的な保健行動を促していく。</p>		<p>災害急性期から亜急性期にかけて、感染症の流行や静脈血栓塞栓症、ストレス性疾患の発生を防ぐため、関係機関が連携して健康管理を行う必要がある。また、復興期においても、トラウマや喪失体験、将来不安などによる心身の不調を防ぐため、中長期的なケア体制を整備していくことが必要である。</p>
【要配慮者への支援等】		
<p><要配慮者等への支援></p> <p>要配慮者（難病疾患等）への支援体制を強化するため、町では名簿を作成し、平時から状況把握を行っている。令和7年4月1日現在、避難行動要支援者は762名であり、このうち55名について個別避難計画を作成済である。また、避難行動等に関する相談は令和5年度に6名、令和6年度に7名から寄せられている。</p>		<p>要配慮者（難病疾患等）の課題の把握や個別計画を策定し定期的に確認する必要がある。</p>
<p><男女のニーズの違いに配慮した支援></p> <p>災害発生時の避難所運営において、性別によるニーズの違いに配慮した取り組みは行われていない。</p>		<p>避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、性別によるニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>
<p><心のケア体制の確保></p> <p>平時より、心の健康づくりについて、傾聴の理念の浸透やこころの健康診断、自殺予防対策等を重点的に実施している。また、研修を修了した傾聴ボランティアが活躍中である。</p>		<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、行政やボランティアを含めた地域団体が連携して継続的に介入することや、各世代のハイリスク者を把握し、きめ細かく支援するとともに、予防を意識した支援を推進する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害時に大量の衛生的な水を必要とする医療機関の機能を維持するため、平時から地下水活用を含む水源の多重化を進め、関係機関が連携して優先的な水道復旧につなげる協力体制を整備していく。	県 町	
	災害発生時の迅速な被災者支援のため、被災者台帳等の作成準備を進める。あわせて、車中など避難所以外へ避難した人を把握・支援できるよう、関係機関との情報共有体制を構築し、円滑な支援に備える。	県 町	
	災害発生時の被災者の健康管理に向け、これまで検討が進んでいなかった対策を整備する。主に急性期から亜急性期にかけて感染症や静脈血栓症、ストレス性疾患の多発を防ぐとともに、復興段階でのトラウマや喪失体験、将来不安などによる健康被害を防ぐため、保健所、行政、医療関係者、NPO、地域住民が連携し、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。	町	
○	要配慮者（難病疾患等）の名簿の作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。	県 町	①避難行動要支援者名簿登録数 ②個別避難計画作成済者： 令和7年度 ①762人 ②55人 令和12年度 ①770人 ②770人
	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、性別によるニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施していく。	町	
	災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、行政や地域団体が連携し、各世代のハイリスク者を把握しつつ、きめ細かな対応を継続的に行うとともに、予防的な取組を進める。	県 町	

リスクシナリオ		
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><児童生徒の心のサポート></p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣等を行っている。</p>		<p>教職員等による組織的かつ迅速適切な対応が不可欠であることから、平常時に学級担任・養護教諭等の役割を整理し、更には、校内の関係組織を機能させるなど、学校におけるマニュアルを作成する必要がある。</p>
<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。指定避難所は中央公民館にのみWi-Fi設備を設置しているが、それ以外の指定避難所は整備されていない。</p>		<p>公共施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p>
【動物救護対策】		
<p><動物救護対策></p> <p>令和5年度から町民を対象とした避難訓練でペットとの同伴避難訓練を実施している。避難所でのペットの隔離場所を確保し、管理対応するように務めている。</p>		<p>ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることがあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、学級担任・養護教諭等の役割を整理する。更に、校内の関係組織を機能させるため、学校におけるマニュアルを作成し、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県 町	
	町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用範囲の拡大を促進する。	県 町	
	災害時におけるペットの同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対してペットの適正な飼養に関する助言・指導を行う。また、住民に対する理解促進のため、防災訓練等の機会に同行避難を想定した訓練を実施する。	県 町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ		
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【住宅・施設・学校等の耐震化】		
<住宅・建築物の耐震化による地震対策> 町民に対し、住宅の耐震診断等の必要性についての普及・啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断の支援を実施している。耐震改修の補助は行っていない。	○	令和7年時点の住宅の耐震化率は73%であることから、より耐震化を図る必要がある。
<老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策> 公営住宅の躯体や設備の安全性を確保するため、「野辺地町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、建物や設備の適切な更新を行い、建物や設備の長寿命化に取り組んでいる。公営住宅の耐震は、旧耐震基準で建設された住棟に対して耐震診断を実施しており、耐震に問題はない。	○	野辺地町公営住宅等長寿命化計画に基づき、定期的な点検を行い、計画的に改善・改修を進めることで、町営住宅の長寿命化を図る必要がある。
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 野辺地町耐震改修計画は定めているが、具体的な取り組みは行っていない。	○	施設の耐震不足や老朽化が著しく進んでいることから大規模改修や建替えを検討する必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 有戸地区はまなすふれあいセンターについては、建築基準法第12条第1項による定期検査を実施している。老人福祉センターについても、令和7年度に前記の定期検査を実施しているが、令和7年4月より休館中であるため、県への定期報告は令和8年度以降は不要となっている。	○	定期検査等の結果により、随時、改修工事の予算を捻出する必要がある。
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす施設であるため、地震等の災害に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。	○	公立学校施設のうち小学校については、経年による外壁及び電気設備等の劣化が深刻な状況にあるため、老朽化対策が必要である。
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞り場所となる指定避難所の確保を図っている。	○	令和2年4月現在で8の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	住宅の耐震化率が向上している状況を踏まえ、引き続き木造住宅の耐震診断や耐震改修を促し、耐震化をさらに進める。また、相談体制の充実や情報提供による普及啓発を進め、住民の防災意識向上につなげる。	県 町	住宅の耐震化： 令和7年度 73% 令和12年度 100%
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する。	県 町	
○	公立野辺地病院は建築後30年以上経過しているため建築物及び設備の長寿命化を図るとともに、地震に対する安全性の向上に努める。	県 町	
○	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	
○	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、耐震補強及び老朽改修などを実施する。小学校については、老朽化対策を実施する。	県 町	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める。	町	

リスクシナリオ		
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><福祉避難所の確保></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている社会福祉避難所を確保するための取り組みを行っている。現時点で6施設と協定を締結している。</p> <p>介護老人保健施設えぼし デイサービスふる里 野辺地デイサービスセンター 介護老人保健施設のへじ 総合福祉センターのへじ 公立野辺地病院</p>	○	洪水の浸水想定区域の見直しにより、区域内の施設が多く存在する。
<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取り組みである「防災公共」を県と一体となって推進している。地区毎の取り組みが掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	○	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証していく必要がある。
<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	○	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
<p><非常物資の備蓄></p> <p>町では、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災倉庫に飲料水、アルファ米等を備蓄している。</p>		引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>		災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう引き続き、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者に参加を促すなど、施設福祉避難所の拡大に取り組む。また、福祉避難所の所在について、広報誌やホームページ等により住民への周知を図る。	町 事業所	
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	県 町	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
○	住民に対し食料を備蓄するよう、啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取り組みや、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県 町	
	災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化していく。	県 事業者 町	

リスクシナリオ		
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><避難所における水等の確保></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>		断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を常時確保するため、引き続き災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。
【災害時医療の連携体制の確保】		
<p><災害時医療の連携体制></p> <p>町内の医師等をもってしても医療、助産及び保管の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施またはこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣や、必要に応じて災害派遣医療チームの派遣を含め応援を要請することとしている。</p>	○	災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。また、受援体制を整える必要がある。
<p><お薬手帳の利用啓発></p> <p>災害時に医療従事者が不足する場合においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるよう、「お薬手帳」の携帯について普及啓発を図っていく。</p>		持病を抱える住民の災害時のお薬手帳の活用・携帯について引き続き啓発していく必要がある。
<p><保健医療の連携体制></p> <p>災害の発生に備えて、町内の医療機関と医療救護活動についての協定を締結している。</p>		引き続き、町内の医療機関と連携していく必要がある。
<p><応急手当等の普及啓発></p> <p>災害時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、個人については消防本部で、自主防災組織や職場などの団体については、管轄する消防署において救命講習を実施している。</p>		相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療にかかる負担を軽減させていく必要がある。
<p><医療機関における水源の確保></p> <p>医療機関において平時からの地下水の活用など、非常時の水源の確保について取り組みは行っていない。</p>		人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。
【避難者の健康対策】		
<p><避難所外避難者の把握等の対策></p> <p>避難所外避難者を把握し、避難所以外の場所で避難生活をする避難者を含めた健康管理を行うこととする。</p>	○	車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係機関との協力体制を構築する必要がある。
<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>避難者への健康チェックを行い、受診が必要な方は医療に繋ぐ等、健康相談を行っていくほか、感染症の蔓延を防ぐため、十分な換気、手洗い、うがい、マスクの着用といった基本的な保健行動を促していく。</p>	○	災害急性期から亜急性期にかけて、感染症の流行や静脈血栓塞栓症、ストレス性疾患の発生を防ぐため、関係機関が連携して健康管理を行う必要がある。また、復興期においても、トラウマや喪失体験、将来不安などによる心身の不調を防ぐため、中長期的なケア体制を整備していくことが必要である。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保できるよう、引き続き、水道事業者において応急給水体制を整えるとともに、災害用備蓄資材の備蓄を進める。	水道企業団	
○	大規模災害発生時に町の救護班が不足した場合に備え、防災訓練の実施などにより、公的な医療機関や医師会との連携体制を強化する。また、関係機関から想定される支援や派遣要請の内容を整理し、マニュアルの整備及び改訂を進める。	病院 町	
	持病を抱える住民の災害時のお薬手帳の活用・携帯について引き続き啓発していく。	県 町 薬剤師会	
	引き続き、町内の医療機関と連携して災害発生時に備えた協力体制を維持し、地域の医療支援体制を確保する。	県 町	
	災害時に多く発生する軽傷者には地域の相互扶助による応急手当で対応し、医療機関の負担を軽減する体制が重要である。平時から個人、自主防災組織及び団体は管轄する消防署で救命講習を受講し、応急手当の普及を進めることで地域の対応力向上を図っていく。	消防本部 町	
	災害時に大量の衛生的な水を必要とする医療機関の機能を維持するため、平時から地下水活用を含む水源の多重化を進め、関係機関が連携して優先的な水道復旧につなげる協力体制を整備していく。	県 町	
	災害発生時の迅速な被災者支援のため、被災者台帳等の作成準備を進める。あわせて、車中など避難所以外へ避難した人を把握・支援できるよう、関係機関との情報共有体制を構築し、円滑な支援に備える。	県 町	
	災害発生時の被災者の健康管理に向け、これまで検討が進んでいなかった対策を整備する。主に急性期から亜急性期にかけて感染症や静脈血栓塞栓症、ストレス性疾患の多発を防ぐとともに、復興段階でのトラウマや喪失体験、将来不安などによる健康被害を防ぐため、保健所、行政、医療関係者、NPO、地域住民が連携し、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。	町	

リスクシナリオ		
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><避難所等における熱中症予防対策の強化></p> <p>夏の避難場所は高温多湿の室内環境や停電により冷房機器が使用できないことが想定される。避難者には、平時の熱中症予防のための行動に加えエアコンが使用できない時の対応についての普及啓発に務める。</p>		<p>避難者等の熱中症を防止するため、夏季において開設された避難所等における熱中症予防対策を実施する必要がある。</p>
【要配慮者等への支援】		
<p><要配慮者等への支援></p> <p>要配慮者（難病疾患等）への支援体制を強化するため、町では名簿を作成し、平時から状況把握を行っている。令和7年4月1日現在、避難行動要支援者は762名であり、このうち55名について個別避難計画を作成済である。また、避難行動等に関する相談は令和5年度に6名、令和6年度に7名から寄せられている。</p>	○	<p>要配慮者（難病疾患等）の課題の把握や個別計画を策定し定期的に確認する必要がある。</p>
<p><男女のニーズの違いに配慮した支援></p> <p>災害発生時の避難所運営において、性別によるニーズの違いに配慮した取り組みは行われていない。</p>	○	<p>避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、性別によるニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>
<p><心のケア体制の確保></p> <p>平時より、心の健康づくりについて、傾聴の理念の浸透やこころの健康診断、自殺予防対策等を重点的に実施している。また、研修を修了した傾聴ボランティアが活躍中である。</p>	○	<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、行政やボランティアを含めた地域団体が連携して継続的に介入することや、各世代のハイリスク者を把握し、きめ細かく支援するとともに、予防を意識した支援を推進する必要がある。</p>
<p><児童生徒の心のサポート></p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣等を行っている。</p>	○	<p>教職員等による組織的かつ迅速適切な対応が不可欠であることから、平常時に学級担任・養護教諭等の役割を整理し、更には、校内の関係組織を機能させるなど、学校におけるマニュアルを作成する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時の避難所における熱中症を防止するため、夏季に開設される避難所で熱中症予防対策を実施する。あわせて、必要な物資の備蓄を進めるとともに、熱中症特別警戒アラートなどの情報を配信し、避難者の安全を確保する。</p>	町	
○	<p>要配慮者（難病疾患等）の名簿の作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。</p>	県 町	<p>①避難行動要支援者名簿登録数 ②個別避難計画作成済者： 令和7年度 ①762人 ②55人 令和12年度 ①770人 ②770人</p>
	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、引き続き、性別によるニーズの違いに配慮した避難所運営訓練等を実施していく。</p>	町	
	<p>災害時のストレスへの対応を含めた心の健康づくりを推進するため、行政や地域団体が連携し、各世代のハイリスク者を把握しつつ、きめ細かな対応を継続的に行うとともに、予防的な取組を進める。</p>	県 町	
	<p>被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、学級担任・養護教諭等の役割を整理する。更に、校内の関係組織を機能させるため、学校におけるマニュアルを作成し、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。</p>	県 町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 2-4 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
<非常物資の備蓄> 町では、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災倉庫に飲料水、アルファ米等を備蓄している。	○	引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
<災害発生時の物流インフラの確保> 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するための道路等の物流インフラの強化について、特に取り組みを行っていない。		大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。
<石油燃料供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部との間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	○	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<避難所等への燃料等供給の確保> 青森県石油商業組合上北支部及び一般社団法人青森県エルピーガス協会との間に災害時の燃料供給に関する協定を締結し、災害時に町の要請による優先供給を図っている。		災害発生時においては協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。
<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	○	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	住民に対し食料を備蓄するよう、啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取り組みや、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県 町	
○	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。	県 町	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	町	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	町	

リスクシナリオ		
2-4 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><要配慮者等への支援></p> <p>要配慮者（難病疾患等）への支援体制を強化するため、町では名簿を作成し、平時から状況把握を行っている。令和7年4月1日現在、避難行動要支援者は762名であり、このうち55名について個別避難計画を作成済である。また、避難行動等に関する相談は令和5年度に6名、令和6年度に7名から寄せられている。</p>	○	<p>要配慮者（難病疾患等）の課題の把握や個別計画を策定し定期的に確認する必要がある。</p>
<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、薬局等と医薬品の供給に関する協定を締結している。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>	○	<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携していく必要がある。</p>
【防災拠点の整備】		
<p><防災拠点の整備></p> <p>大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、スキー場内あったかハウスまかどの森及び運動公園等を防災拠点としており、大規模災害時における即応力の強化を図っている。</p>		<p>寒冷地であることを踏まえ、降雪時にも対応可能な施設の整備が必要である。</p>
【水道施設の防災対策】		
<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	○	<p>人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。</p>
<p><応急給水資機材の整備></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>		<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。</p>
<p><水道施設の応急対策></p> <p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。</p>		<p>災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	要配慮者（難病疾患等）の名簿の作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。	県 町	①避難行動要支援者名簿登録数 ②個別避難計画作成済者： 令和7年度 ①762人 ②55人 令和12年度 ①770人 ②770人
	災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化していく。	県 事業者 町	
	大規模災害発生時は、スキー場内あったかハウスまかどの森及び運動公園等を防災拠点として、避難者の受け入れ、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場所、備蓄倉庫等として活用を図る。また、降雪時にも対応可能な施設の整備を進める。	町	
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業団	
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急復旧）の更新を図る。	水道企業団	

リスクシナリオ		
2-4 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 平時から災害発生時に備え、道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	常に天災等に備え、避難や物資の輸送に支障が出ないよう、災害の発生を予測した道路網の整備が必要である。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋は全て跨道橋であり、有事の際に輸送路の支障とならないよう、定期的な点検を実施している。	○	整備後、相当の年数が経過しており、下北縦貫道路等の跨道橋となっているため、定期的な点検を実施し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
<鉄道施設等の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため災害情報の連携を行っている。		災害発生時における鉄道利用者の安全性向上のため、引き続き災害情報の共有を図る必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
<漁港施設の耐震化・老朽化対策> 漁港施設は、地域の水産業を支え、船舶避難、物流や輸送の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	○	災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
<農林水産業施設の耐震化・老朽化対策> 効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、個別施設計画に基づき、対策を進めている。	○	維持管理と長寿命化を図るため、個別施設計画に基づき、対策を進めているが、老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって更新など長寿命化を計画的に行う必要がある。
【食料生産体制の強化】		
<食料生産体制の強化> 農業については、耕作放棄地の発生及び拡大防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進している。		収入保険制度等の活用により、災害発生時のリスクを最小限に抑えることで、生産基盤や生産体制の維持を図る必要がある。
<農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策> 農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策等は特に実施していない。		安定した農業生産等を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、ハウス等の整備や機械の導入等、農業者への支援等を検討する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋の定期的な点検を行い、適切な改修・改善を計画的に実施する。	町	
○	災害発生時に円滑な連携が取れるよう、一層の情報共有を図っていく必要がある。	県 鉄道事業者	
	災害発生時の海路による輸送を確保するため、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 町	
	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 町	
○	多彩な農業生産が行われる中、災害時にも農産物を安定供給できるよう、生産・保管・流通基盤や生産体制の強化を進めるとともに、担い手不足の解消に取り組む。また、収入保険制度等の活用により災害発生時のリスクを抑え、生産基盤の維持を図る。	町	
	安定した農業生産等を確保するため、ハウス等の整備や機械の導入等、農業者への支援等により営農基盤の強化を図る必要がある。	町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災拠点の整備】		
< 防災拠点の整備 > 大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、スキー場内あったかハウスまかどの森及び運動公園等を防災拠点としており、大規模災害時における即応力の強化を図っている。	○	寒冷地であることを踏まえ、降雪時にも対応可能な施設の整備が必要である。
【帰宅困難者の避難体制の確保】		
< 観光客等に対する広域避難の強化 > 災害発生時に地域住民のみならず、観光客等が安全に避難できる避難所等を確保するため、指定避難所等の指定を進める必要がある。		町内で開催されるイベントなどの期間中に災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、町の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
< 非常物資の備蓄 > 町では、災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、防災倉庫に飲料水、アルファ米等を備蓄している。	○	引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
< 応急給水資機材の整備 > 断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。	○	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。
< 災害応援の受入体制の構築 > 災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。
< 救援物資等の受援体制の構築 > 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	○	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっていないため、これらを具体化する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	大規模災害発生時は、スキー場内あったかハウスまかどの森及び運動公園等を防災拠点として、避難者の受け入れ、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場所、備蓄倉庫等として活用を図る。また、降雪時にも対応可能な施設の整備を進める。	町	
	災害発生時に町の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。	県 町	
○	住民に対し食料を備蓄するよう、啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取り組みや、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県 町	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業団	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	
	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制を構築する。	町	

リスクシナリオ		
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客等）の発生・混乱		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災情報提供体制の強化】		
<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。指定避難所は中央公民館にのみWi-Fi設備を設置しているが、それ以外の指定避難所は整備されていない。</p>	○	<p>公共施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p>
【帰宅困難者の輸送手段の確保】		
<p><バスによる帰宅困難者の輸送></p> <p>災害発生時等の交通手段確保のためのバス事業者との連携体制は構築されていない。</p>		<p>災害発生時における人員輸送については、町所有バスを優先しながら、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>町が管理する施設等のW i - F i 環境を充実させるとともに、観光施設等においてW i - F i サービスの利用範囲の拡大を促進する。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>災害発生時の交通手段の確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。</p>	<p>県</p>	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】		
<集落の孤立防止対策>		
災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取り組みを県と一体となって推進している。 この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。		近年多発する集中豪雨等により、想定外の事態が起こりうる可能性もあるため、引き続き、孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。
【孤立集落発生時の支援体制の構築】		
<孤立集落発生時の支援体制の確保>		
孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。また、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状況としておくため、整備、点検に努めている。		多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。
【代替輸送手段の確保】		
<代替輸送手段の確保>		
現時点では、代替輸送手段の確保については検討されていない。		災害発生時において、輸送手段の確保に向けて、輸送事業者と連携した取り組みが必要である。
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
<防災ヘリコプターの連絡体制の確立>		
大規模災害が発生した場合には、青森県防災航空センターへ通報することとしている。	○	防災関係機関の連携体制を確立するため、訓練等を実施する必要がある。また、遭難事故等の未然防止のため、各種媒体による広報活動を行う必要がある。
【情報通信の確保】		
<情報通信利用環境の強化>		
災害時、最初に開設する避難所としている中央公民館においてW i - F i サービスを提供している。	○	町が管理する施設のW i - F i 利用環境を、更に充実させる必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>		
平時から災害発生時に備え、道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	常に天災等に備え、避難や物資の輸送に支障が出ないよう、災害の発生を予測した道路網の整備が必要である。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県と連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>県及び町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について検討する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>代替輸送手段の確保に向けた取り組みが求められているため、交通事業者と連携し、体制を検討する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関との連携体制を構築する。また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。</p>	<p>県</p>	
	<p>公共施設におけるW i - F i の利用環境が不十分な状況を踏まえ、町が管理する施設の通信環境を充実させ、利用できるエリアの拡大に努める。</p>	<p>町 事業者</p>	
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>国 県 町</p>	<p>健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点</p>

リスクシナリオ		
2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<p><農道等の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋は全て跨道橋であり、有事の際に輸送路の支障とならないよう、定期的な点検を実施している。</p>	○	整備後、相当の年数が経過しており、下北縦貫道路等の跨道橋となっているため、定期的な点検を実施し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋の定期的な点検を行い、適切な改修・改善を計画的に実施する。	町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【感染症対策】		
<避難所における良好な生活環境の確保> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、避難者への健康チェックを行い、受診が必要な方は医療に繋ぐ等、健康相談を行っていくほか、感染症の蔓延を防ぐため、十分な換気、手洗い、うがい、マスクの着用といった基本的な保健行動を促していく。		避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。
<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるように、感染症対策について各種研修及び訓練等の取り組みは行われていない。こうした課題を踏まえ、町民が平時から疾病・感染症を予防するための知識を身につけ、日常生活の中で実践できるように健康教育活動に取り組む。		災害時における疫病・感染症を予防するために、感染症に罹患した患者を別室で対応できる体制を確保するとともに、避難所等での感染症対策について各種研修及び訓練等をする必要がある。
<予防接種の推進> 災害時の感染症発生やまん延を防止するため、町では平時から県と連携し、住民が予防接種を受けられるよう普及啓発に取り組んでいる。また、避難生活が長期化すると感染症リスクが高まることから、集団感染を防止する観点でも予防接種の推進していく。		災害発生時に感染症の発生やまん延の可能性が高いことから、平時から予防接種についての普及啓発を図り、未接種者に対し接種勧奨を行うと共に、避難生活の長期化による感染リスク上昇にも備える必要がある。
【下水道施設等の機能確保】		
<下水道施設の地震対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、機械・電気設備の更新に併せて建築物・土木構造物の耐震補強を実施している。	○	供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気設備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。 また、建築・土木構造物・管路施設の中には現行の耐震基準に対し耐震性能が不足しているものもあることから、下水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。
<下水道施設の老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、機械・電気設備の老朽化対策事業を実施している。 管路施設については、腐食のおそれがある箇所及び主要な管路内を点検し、今後も5年に1回の頻度で点検することとしている。	○	供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気設備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。 また、管路施設の中には耐用年数を超過しているものもあることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場については機器不調の際、その都度部品交換や修繕で対応している。	○	農業集落排水施設の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念されることから、早期の老朽化への対策が必要である。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制を強化する。また、県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえた町の備蓄計画を策定し、公的備蓄を推進する。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>県と連携し、予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、避難生活の長期化による感染リスク上昇に備え、適切な予防策を講じられるよう体制整備を進める。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診断の結果に基づく施設の耐震化を図る。</p>	<p>町</p>	
	<p>災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、今後も引き続き定期的に点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画を策定する。</p>	<p>町</p>	
○	<p>農業集落排水施設の長寿命化を図るため、計画的な機能診断の実施等について指導・助言等を行う。</p>	<p>町</p>	

リスクシナリオ		
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><農業集落排水施設等の耐災害性の確保></p> <p>災害時における下水道機能の継続・早期回復に際し、平時から対応体制を備えている。</p>		<p>災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直していく必要がある。</p>
<p><下水道事業の業務継続計画の策定></p> <p>下水道施設が市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。</p>		<p>災害発生時においては、人・物等、利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度、参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p>
<p><合併処理浄化槽への転換の促進></p> <p>老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報や町ホームページにより当該制度の周知に努めている。また、平成30年度から補助金の対象範囲を広げ、設置者の負担軽減を図っている。</p> <p>生活排水処理率令和6年度末時点75.05%設置、基数R6=30基、R7=30基</p>	○	<p>災害発生時に備え、引き続き、老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続計画の見直しを行う。	町	
	災害発生時においては、人・物等、利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度、参集人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。	町	
○	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、浄化槽補助金制度の周知に努めるとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	県 町	合併処理浄化槽普及率： 令和12年度 91%

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保する		
リスクシナリオ		
3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、「野辺地町公共施設等総合管理計画」及び「野辺地町個別施設計画」に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化の取り組みを進めている。	○	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、より一層の長期的な視点を持って更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
<庁舎等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎について令和6年8月に新庁舎に移転している。 また、新庁舎の耐震安全性の分類を構造体Ⅱ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類としている。	○	防災拠点の機能を備えた新庁舎において、防災活動を支える非常時設備等の設置を検討する必要がある。
<代替庁舎の確保> 令和6年12月に新庁舎が本格稼働し、非常用電源設備も配置している。		本庁舎を除く公共施設は老朽化が進んでおり、全ての施設について直ちに代替施設を確保することは困難である。
<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎については、補充用燃料を含めた非常用電源設備の整備を実施している。今後とも設備が正常に作動するよう適切な維持管理・更新を行う。 その他の行政施設についても、施設特性等を鑑み、各施設担当にて適切な設備配置を図る。		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。
【行政情報連絡体制の強化】		
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。ため池については、県が整備している「ため池防災支援システム」を活用した独自の情報連絡体制を構築している。	○	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークやため池防災支援システムのネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、引き続き個別施設計画に基づき対策を進めるとともに、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取り組みを推進する。	町	
○	庁舎等の災害対策機能を確保するため、定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。また、新庁舎において、防災活動を支える設備等の設置検討を進める。	町	
	代替施設の確保を推進するとともに、実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を図る。	町	
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。	町	
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。ため池防災支援システムは特にネットワークの混雑が予想されることから、県、市町村、防災関係機関により体制強化を図る。また、情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町	

リスクシナリオ		
3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
<行政情報通信基盤の耐災害性の強化> 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、停電時でも業務が継続できるようホストコンピュータやサーバーを設置している電算室及び主要通信機器に、無停電電源装置や自家発電機から電源を供給できる体制が整っているほか、新庁舎の完成によりサーバー室に免振装置が導入され、対災害性が強化された。 また、窓口端末のほか各課の一部端末への自家発電機からの電源供給にも対応したことで、停電時でも最低限の業務を継続することが可能となった。		電算室及び主要通信機器への電源確保は行っているものの、窓口端末に対する対策が不十分なため、災害発生時の業務の継続の確保に向けて、電源の確保や代替手段の検討を進める必要がある。 また、庁内ネットワークや機器の対災害性は確保したが、外部ネットワークに被害があった場合に備え、無線通信など代替手段を検討する必要がある。
<行政情報の災害対策> 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、共有フォルダに保存されているデータの遠隔地へのバックを行っている。 また、基幹システム標準化・ガバメントクラウドの実施により、住民情報システムを含む基幹システムについては、県外のクラウドサーバーでデータが保持されるので、全県的な被害が発生してもデータは守られる。		大規模災害発生時には自庁サーバーの被災によりデータが損なわれる恐れがある。そのため、定期的なバックアップの更新等の点検を行う必要がある。
【行政機関の業務継続計画の策定】		
<業務継続計画の策定> 災害時に利用できる人、物、情報等制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「野辺地町業務継続計画（BCP）」を策定している。		業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。
【災害対策本部機能の強化】		
<災害対策本部機能の強化> 庁舎は災害時の防災拠点となることを踏まえ、令和6年8月新庁舎へ移転している。	○	災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【受援・連携体制の構築】		
<広域連携体制の構築（県内）> 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。		青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害・事故発生時の業務継続を確保するため、行政情報システム機器の適切な維持管理を進めるとともに、外部ネットワークに障害が生じた場合に備え、無線通信などの代替手段を検討する。	町	
○	災害・事故発生時の行政情報の保全を図るため、庁内情報システムの最適化を進め、必要な対策を実施するとともに、バックアップデータの遠隔地分散保管や基幹外システムのクラウド化等の更新を継続する。	町	
	災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、職員に計画内容の周知徹底を図る。	町	
	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町	
○	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化する。	県市	

リスクシナリオ		
3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 広域連携体制の構築（県外） ></p> <p>災害発生時、被災市町村では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、友好都市である埼玉県久喜市と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結している。</p>		<p>近年は気候変動等の影響により、豪雨等による災害が広域化・激甚化する傾向にあることから、県境を越えた広域連携の体制を整備しておく必要がある。</p>
<p>< 災害応援の受入体制の構築 ></p> <p>災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	○	<p>災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。</p>
【防災訓練の推進】		
<p>< 総合防災訓練の実施 ></p> <p>大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。</p>	○	<p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>
<p>< 図上訓練の実施 ></p> <p>以前は当町の職員を対象とし、避難所運営に係る図上演習を実施していたが、近年は実施していない。</p>	○	<p>災害時における即応力を高めるため、図上訓練の実施し、シミュレーションする必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害時に迅速に応援を要請できるよう、県境を越えた広域連携の体制を整備する。	市 連携町村	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	町 消防本部	
	災害発生時に迅速に避難所運営ができるよう、引き続き図上演習を行うとともに、災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、定期的に図上訓練を実施する。	町	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-1 サプライチェーンの寸断等による地域企業の経済活動の低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】		
<企業の業務継続計画策定の促進> 災害発生時における企業の経済活動の停滞を回避するための企業の業務継続計画策定の促進についての取り組みは行われていない。		災害時に経済活動が停滞することがないように、中小企業等の業務継続計画の策定を促進していく必要がある。
【農林水産物の移出・流通対策】		
<農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策> 農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策等は特に実施していない。	○	安定した農業生産等を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、ハウス等の整備や機械の導入等、農業者への支援等を検討する必要がある。
【物流機能の維持・確保】		
<災害発生時の物流機能の確保> 災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、公益社団法人青森県トラック協会と協定を締結している。		災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を強化する必要がある。
<輸送ルートの代替性の確保> 現時点では、代替輸送ルートの確保については検討されておらず、確保に向けた取り組みは行われていない。		代替輸送ルート確保のため、道路や橋梁など施設の整備を進める必要がある。また冬期間の災害に備え、道路の除排雪に関しても強化する必要がある。
【被災企業の金融支援】		
<被災企業への金融支援等> 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」の利用を薦めている。また、信用保証協会の融資制度「セーフティネット」の利用を推奨している。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。 また、政府系金融機関等からの借入れに必要となる被災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 平時から災害発生時に備え、道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	常に天災等に備え、避難や物資の輸送に支障が出ないように、災害の発生を予測した道路網の整備が必要である。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋は全て跨道橋であり、有事の際に輸送路の支障とならないよう、定期的な点検を実施している。	○	整備後、相当の年数が経過しており、下北縦貫道路等の跨道橋となっているため、定期的な点検を実施し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP融資）について併せて周知する。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>安定した農業生産等を確保するため、ハウス等の整備や機械の導入等、農業者への支援等により営農基盤の強化を図る必要がある。</p>	<p>町</p>	
	<p>災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題の整理を進める。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>引き続き、代替輸送ルート確保のための整備を行う。また、災害発生時に円滑な連携が図られるよう関係機関と一層の情報共有を図っていく。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、信用保証協会の「セーフティネット」の活用を促進していく。また、被災証明書発行における初動体制を整備する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>国 県 町</p>	<p>健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点</p>
○	<p>緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。</p>	<p>県 町</p>	<p>健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点</p>
○	<p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋の定期的な点検を行い、適切な改修・改善を計画的に実施する。</p>	<p>町</p>	

リスクシナリオ		
4-1 サプライチェーンの寸断等による地域企業の経済活動の低下		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
< 鉄道施設等の耐災害性の確保・体制の整備 > 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため災害情報の連携を行っている。	○	災害発生時における鉄道利用者の安全性向上のため、引き続き災害情報の共有を図る必要がある。
【港湾・漁港の防災対策】		
< 漁港施設の耐震化・老朽化対策 > 漁港施設は、地域の水産業を支え、船舶避難、物流や輸送の拠点としての重要な役割を担うことから、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行っている。	○	災害発生時における漁港を利用した輸送確保も視野に入れ、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を行う必要がある。
< 農林水産業施設の耐震化・老朽化対策 > 効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、個別施設計画に基づき、対策を進めている。	○	維持管理と長寿命化を図るため、個別施設計画に基づき、対策を進めているが、老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって更新など長寿命化を計画的に行う必要がある。
【エネルギー供給体制の強化】		
< エネルギー供給事業者の災害対策 > 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。		停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
< 石油燃料供給の確保 > 青森県石油商業組合上北支部との間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	○	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
< 石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策 > 六ヶ所の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、消防本部は関係機関と連携し、防災訓練等へ参加している。	○	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き関係機関と連携し、防災訓練に参加する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に円滑な連携が取れるよう、一層の情報共有を図っていく必要がある。	県 鉄道事業者	
	災害発生時の海路による輸送を確保するため、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、漁港施設の老朽化対策・機能強化対策を実施する。	県 町	
	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 町	
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町	
	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き関係機関と連携し、防災訓練に参加する。	県 町 事業者	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-2 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策>		
<p>六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、消防本部は関係機関と連携し、防災訓練等へ参加している。</p>	○	<p>石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き関係機関と連携し、防災訓練に参加する必要がある。</p>
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
<有害物質の流出・拡散防止対策>		
<p>災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等に関係法令等に基づき指導している。また、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設の設置許可は県知事が行い、法に基づく検査や改善命令等も県が所管していることから、必要に応じて県と連携しながら対応を進めている。</p>		<p>災害発生に伴い毒劇物が事業所外へ流出した場合、住民の健康被害や生活環境への影響が懸念される。このため、現在実施している流出・拡大防止の措置について、県と連携しながら継続的に対応していく必要がある。</p>
<公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策>		
<p>公共用水域や地下水の汚染防止を図るため、水質汚濁防止法に基づき、有害物質使用特定施設や貯蔵指定施設に求められる構造基準の遵守を指導している。また、これら特定施設等の設置の届出は県知事が、法に基づく検査や指導等は県が行っていることから、必要に応じて県と連携して対応している。</p>		<p>水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。</p>
<毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策>		
<p>アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供することにより、保安対策の向上を図っている。</p>		<p>有害物質が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や必要な防除資機材等の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携体制を構築し、複合的な対策の強化を図る必要がある。</p>
<有害な産業廃棄物の流出等防止対策>		
<p>町では、廃棄物の飛散や流出等を防止するため、事業者に対し廃棄物処理法に基づく処理基準・保管基準等の遵守や、管理責任者の設置等を指導している。また、産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設の設置許可は県知事が行い、法に基づく検査や改善命令等も県が所管していることから、必要に応じて県と連携しながら対応を進めている。</p>		<p>有害な産業廃棄物（特にPCB廃棄物等）が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き関係機関と連携し、防災訓練に参加する。	県 町 事業者	
○	災害発生に伴う毒劇物の流出・拡大による健康被害や環境への影響を防ぐため、今後も緊急時の拡散防止対策や連絡体制を整備し、事業者へ適正な保管や早期処分を指導する。また、災害時の有害物質流出防止に向けた監視指導を継続し、大規模流出に備えた資機材整備や消防機関の対応力向上、関係機関との連携強化を継続する。	県 町 消防本部 事業者	
○	災害発生時に有害物質が流出した際、迅速に適切な措置を講じさせるため、全ての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立ち入り検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。	県 町	
	毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、引き続き保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準などの必要な情報を適宜提供する。また、有害物質が大量流出した場合に備え、防除活動や避難誘導に対応できる体制整備や資機材の充実を進め、関係機関との連携を強化する。	県 事業者 町	
	災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、適正保管や早期処分について普及啓発等を進める。また、有害な産業廃棄物の優先的な回収、適正保管や早期処分のための体制を整備する。	町	

リスクシナリオ		
4-2 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<大気中への有害物質の飛散防止対策>		
<p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。また、災害時には、適切な飛散・ばく露防止措置を講じる必要があり、平常時からの災害に対する備えが重要になるため、初動対応者等への注意喚起や損壊建築物等の応急措置など、事前調査実施前に必要な対応を整理している。</p>		<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>
【有害物質流出時の処理体制の構築】		
<有害物質流出時の処理体制の構築>		
<p>有害物質が河川等に流出した場合に迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。</p>		<p>災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、迅速に処理する連絡体制を維持していく必要がある。</p>
<有害物質の大規模流出・拡散対応>		
<p>有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。</p>		<p>有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を講じていく必要がある。</p>
【放射性物質の放出による被曝防止対策】		
<原子力施設の安全対策>		
<p>県民の安全と安心を守るという立場から、県内の原子力施設について、立地村とともに事業者と安全協定を締結して、環境の監視や立ち入り調査等を行っている。また、県・関係自治体等と共催で、年1回原子力防災訓練を実施し、町内の原子力防災対策に関する意識の醸成を図っている。</p>		<p>県内の原子力施設では安全協定に基づく監視や立ち入り調査を行っており、災害時の情報共有や対応手順については、事業者・立地村・自治体の緊密な連携が引き続き必要とされる。</p>
<原子力施設に係る環境放射線モニタリング>		
<p>県において環境放射線モニタリング基本計画が策定されており、モニタリングを実施した結果については専門家による評価を受け、広く県民に公表されている。</p>		<p>原子燃料サイクル施設及び東通原子力発電所に隣接する町として、町民の健康と安全を守るため、公表されるモニタリング結果から、環境への影響を定期的に把握する必要がある。</p>
<原子力災害時の防災対策>		
<p>原子力災害対策について、県及び立地村の対応を踏まえつつ、地域防災計画（原子力災害対策編）の検証・見直しを行っている。また、県・関係自治体等と共催で、年1回原子力防災訓練を実施し、町内の原子力防災対策に関する意識の醸成を図っている。</p>		<p>原子力災害対策については、地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う必要がある。今後は、県や立地村の対応を注視し、必要に応じて修正を行っていく。また、原子力防災に係る基本的な知識を習得し、より実践的な原子力防災訓練の実施に努める。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、迅速な処理が行えるよう、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>有害物質が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や必要な防除資機材等の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携体制を構築し、複合的な対策の強化を図る。</p>	<p>県 町 消防本部</p>	
○	<p>地域防災計画（地震・津波災害対策編）との共通性や感染症対策を考慮し、地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しを行う。また、県や立地村、事業者の対応を注視し、必要に応じて修正を行い、原子力防災に係る基本的な知識を習得のため、より実践的な原子力防災訓練を実施する。</p>	<p>県 町 立地村 事業者</p>	
	<p>環境モニタリングの結果について、情報を定期的に確認し、環境への影響について調査する。</p>	<p>県</p>	
○	<p>県・立地村や事業者の対応を注視し、必要に応じて地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を行っていくとともに、引き続き、原子力防災に係る基本的な知識を習得し、より実践的な原子力防災訓練の実施に努める。</p>	<p>県 町 立地村 事業者</p>	

リスクシナリオ		
4-2 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><原子力施設の安全性検証></p> <p>原子力施設の安全性等について、事業者より定期的に報告がある。また町に設置されているモニタリングポストにより放射線量について異常がある場合には、県より報告がある。</p>		<p>原子力施設の安全性については、国による新規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。</p>
<p><空間放射線量測定器の整備></p> <p>町内の安全性を確認するため、空間放射線量測定器を整備している。</p>		<p>今後も、県と協議のうえ、必要に応じて空間放射線量測定器の整備・更新を行っていく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	事業者の対策や国、県の対応について、各界各層の意見を踏まえつつ、安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行っていく。	国 県 町 事業者	
○	測定結果の公表を迅速に行うための体制の強化を図るとともに、機器の点検、更新を行う。	県 町	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ 4-3 食料等の安定供給の停滞		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】		
<被災農林漁業者への金融支援> 災害により被害を受けた農業者・漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金や補助事業に関する情報を提供している。		被災農業者・漁業者の事業再開が円滑に進むよう、適切な情報提供等を図る必要がある。
【食料流通機能の維持・確保】		
<食料市場の早期復旧体制の構築> 生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図るため、市場関係者に対する助言・指導を行っている。		災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から他市場や市場関係者と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。
【食料生産体制の強化】		
<食料生産体制の強化> 農業については、耕作放棄地の発生及び拡大防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進している。	○	収入保険制度等の活用により、災害発生時のリスクを最小限に抑えることで、生産基盤や生産体制の維持を図る必要がある。
<農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策> 農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策等は特に実施していない。	○	安定した農業生産等を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、ハウス等の整備や機械の導入等、農業者への支援等を検討する必要がある。
<多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進> 多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農産物・水産物のブランド化の推進や、ニーズに即した加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。
<農業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取り組みを実施している。		当町の安全・安心な農産物を供給していくためには、農業の後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現在では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。
<水産業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。		当町の安全・安心な水産物を安定供給するためには、後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	被災農業者・漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 町	
	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図り、生鮮食料品等の継続的な安定供給を維持する。また、卸売市場等での防災対応整備を行う。	県 町	
○	多彩な農業生産が行われる中、災害時にも農産物を安定供給できるよう、生産・保管・流通基盤や生産体制の強化を進めるとともに、担い手不足の解消に取り組む。また、収入保険制度等の活用により災害発生時のリスクを抑え、生産基盤の維持を図る。	町	
	安定した農業生産等を確保するため、ハウス等の整備や機械の導入等、農業者への支援等により営農基盤の強化を図る必要がある。	町	
	農業については、有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。また、農産物の生産を促進するとともに、新たな作物の研究開発及び農産物のブランド化を推進する。漁業については、水産物のブランド化や加工食品の生産拡大、販路拡大等を図るため、引き続き関係機関等と連携を図る。	町	
	当町の農業の振興と持続的発展に向けて引き続き、後継者の育成や新規就農者の確保に取り組む。	県 町	
	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、引き続き水産業における課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。	県 町 連携町村	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【供給源の多様化】		
<p><節水対策と効率的な水使用の促進></p> <p>トイレやシャワー、蛇口などの節水型機器の導入や普及等の啓発活動を促進している。</p>		<p>トイレやシャワー、蛇口などの節水型機器の導入や普及等の啓発活動を今後も継続して促進する必要がある。</p>
<p><水源の多様化と確保></p> <p>水源の多様化については、今後検討する。</p>		<p>地下水や雨水の利用、地下水の管理を強化し、雨水の貯留・利用施設を整備する必要がある。</p>
<p><水源の再生・保護></p> <p>異常渇水等に対応するため、今後水源の再生・保護について検討する。</p>		<p>河川や湖沼、ダムなどの水源の維持管理の強化と共に水源の再生・保護を進め、特に乾期における水源の枯渇を防ぐための対策を講じる必要がある。</p>
<p><応急給水資機材の整備></p> <p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図っている。</p>	○	<p>断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材（応急給水）の整備を図る必要がある。</p>
<p><水道インフラの強化と耐性向上></p> <p>水道管の老朽化を防ぐために、定期的な更新や修理を実施している。</p>		<p>水道管の老朽化により、災害時や異常渇水時に供給が途絶える恐れがあるため、更新・修理の計画的実施に加え、耐震化を推進することが必要である。</p>
<p><災害地の水供給に対する備蓄></p> <p>各家庭や地域、公共施設において、災害時に備えた水の備蓄を進める。また、長期保存可能な水を供給できる施設を増やす。</p>		<p>各家庭や地域、公共施設において、災害時に備えた水の備蓄を進め、また、長期保存可能な水を供給できる施設を増やす必要がある。</p>
<p><水のリサイクル・再利用></p> <p>排水や雨水を再利用するシステムを家庭や業務施設に導入する。たとえば、洗濯や洗浄に使った水を再利用するシステムを普及する。</p>		<p>洗濯や洗浄に使った水を再利用する等の、排水や雨水を再利用するシステムを家庭や業務施設に導入する必要がある。</p>
<p><下水処理後の水の農業・工業への再利用></p> <p>下水処理後の水を農業や工業用として利用することで、生活用水の需要を減らす。</p>		<p>下水処理後の水を農業や工業用として利用することで、生活用水の需要を減らす必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	節水型トイレ・シャワー等の導入を公共施設での先行導入により促進し、住民に具体的な節水効果を示す。併せて、学校・地域での啓発や水使用量の把握に努め、日常的な節水行動の定着を図ることで、効率的な水利用を地域全体で推進する。	国 町	
	地下水や雨水の活用を進めるため、地域の実情に応じた地下水管理と、公共施設等での雨水貯留・利用施設の整備を計画的に進める。また、関係機関や住民と連携し、多様な水源確保に向けた取り組みを推進する。	国 町	
	河川・湖沼・ダム等の維持管理を強化し、水源地域の保全や再生に取り組む。また、乾期の水量低下を見据えた水源保護対策を進め、安定した水供給につながる環境の維持を図る。	国 町	
	断水発生時に被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材（応急給水）の更新を図る。	水道企業団	
	水道管の定期的な修理と設備の更新を行い、計画的に耐震化を進めるとともに、断水時のバックアップシステムや災害時でも作動する水供給のシステムを構築する。	国 町	
○	各家庭や地域、公共施設での水の備蓄を促し、災害時に必要量を確保する体制を整える。また、日頃から家庭での備蓄を広報等で周知し備えを高めるとともに、長期保存水を供給できる施設整備を進め、非常時の水供給を支える。	国 町	
	家庭や業務施設で雨水や生活排水を雑用水として再利用する仕組みの導入を進める。また、利用方法の周知を図り、地域全体で水の循環利用を促進することで、限られた水資源の有効活用につなげる。	国 町	
	下水処理後の水を農業向け・工業向けの用水として活用する仕組みを整備し、再生水の有効利用により生活用水への依存の抑制を図る。	国 町	

リスクシナリオ		
4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生活活動への甚大な影響		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【住民協力のための啓蒙活動等】		
< 気象予測と早期警戒システムの強化 > 渇水リスクが高まった際、住民に警告を出すシステムを導入を検討している。		渇水リスクが高まった際に、住民に警告を出すシステムを導入し、渇水警戒システムの構築等の対策を事前に講じる必要がある。
< 農業への影響対策 > 渇水時に農業用水の供給が滞らないよう、農業用水の取水量や使用方法を調整する必要があるため、効率的な利用について検討を行う。		渇水時に農業用水の供給が滞らないよう、農業用水の取水量や使用方法を調整する。また、農業のために水を効率的に使用する技術（例：滴灌、節水型農業技術）の導入を進める必要がある。
< 国民全体の意識改革と社会的合意の形成 > 意識改革活動: 渇水リスクへの理解を深め、個々の行動が地域全体に与える影響を意識させる。例えば、企業や市民活動団体と連携して渇水時のリスク管理に関する講座やイベントを開催する。		例えば、企業や市民活動団体と連携して渇水時のリスク管理に関する講座やイベントを開催する等、渇水リスクへの理解や意識改革活動を進め、個々の行動が地域全体に与える影響を意識させる必要がある。
< 水の優先供給先の合意形成 > 異常渇水時の水の優先供給先の決定方法について、合意形成を図るための協議を行う。		異常渇水時の水の優先供給先（例：生活用水優先、農業用水や工業用水の供給制限）の決定を住民や各団体と協議し、合意形成を図る必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>渇水リスクの高まりを早期に把握するため、気象予測データを活用した警戒システムを整備し、住民へ迅速に警告を発信できる体制を構築する。また、関係機関と連携し、事前の対策強化につながる情報共有を進める。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>渇水時に農業用水の供給が滞らないよう、取水量や使用方法の調整を進めるとともに、滴灌などの節水型農業技術の導入を進め、水の効率的な利用を図る。</p>	<p>国 町</p>	
○	<p>イベント等の開催により、住民自らの行動が地域全体に及ぼす影響を体感できる機会を設け、社会全体で渇水対策への合意形成を進める。</p>	<p>国 町</p>	
○	<p>異常渇水時の水の優先供給先について、住民や関係団体と協議し、生活用水を中心とした供給方針の合意形成を進めるとともに、緊急時に円滑な供給調整が行える体制を整える。</p>	<p>国 町</p>	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない		
リスクシナリオ		
4-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
<農地利用の最適化支援> 荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進している。		有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。
<農地の生産基盤の整備促進> 補助事業を活用し、農地等の適切な維持管理に努める組織を支援している。		農業従事者の高齢化等により、農地等の維持に要する労働力の低下及びそれに伴い農地が持つ多面的機能の低下が懸念される。
<農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策> 農産物生産等に必要な施設・機械等の整備対策等は特に実施していない。	○	安定した農業生産等を確保するためには、平時から営農基盤の強化が必要であることから、ハウス等の整備や機械の導入等、農業者への支援等を検討する必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】		
<森林の計画的な保全管理> 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。		森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。
【農山村地域における防災対策】		
<農山村地域における防災対策> 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>農業従事者の高齢化や担い手不足への対策を通じて、荒廃農地の発生を抑制し、農地が持つ多面的機能を維持することで、農地を有効に活用しながら農業生産基盤の整備を推進する。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>安定した農業生産等を確保するため、ハウス等の整備や機械の導入等、農業者への支援等により営農基盤の強化を図る必要がある。</p>	<p>町</p>	
	<p>再造林や間伐を着実に実施していくため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、徐伐採などにより、森林の適切な保全を図る。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>荒廃地(荒廃するおそれのある場所を含む)の早期復旧のため、引き続き、治山施設等を整備するとともに、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて長寿命化計画を策定する。また、農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。</p>	<p>県 町</p>	

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
リスクシナリオ		
5-1 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】		
< 県・市町村・防災関係機関における情報伝達 > 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。ため池については、県が整備している「ため池防災支援システム」を活用した独自の情報連絡体制を構築している。	○	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。 また、防災情報ネットワークやため池防災支援システムのネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】		
< 住民等への情報伝達手段の多様化 > 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、LINE、広報車、ホームページ等、多様な伝達手段の確保に努めている。	○	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。
< 情報通信利用環境の強化 > 災害時、最初に開設する避難所としている中央公民館においてWi-Fiサービスを提供している。	○	町が管理する施設のWi-Fi利用環境を、更に充実させる必要がある。
< 避難行動要支援者等に対する避難情報伝達 > 避難行動要支援者等へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するための連絡網を構築するため、自治会内で伝達手段を検討している。		自治会内での連絡網の構築が必要である。
< 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 > 外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制として、町が管理する施設等においてWi-Fiサービスを提供している。指定避難所は中央公民館にのみWi-Fi設備を設置しているが、それ以外の指定避難所は整備されていない。	○	公共施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。
< 防災メールの充実 > 防災無線は降雨時などに聞こえにくいいため、公式LINE登録者への配信及び広報車両などで避難の呼びかけを行っているが、防災メールの取り組みは行われていない。		防災無線の他に町民へ情報を提供する、新たなツールを整備する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行う。ため池防災支援システムは特にネットワークの混雑が予想されることから、県、市町村、防災関係機関により体制強化を図る。また、情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者、自主防災組織と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、定期的に町による訓練等を実施していく。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>公共施設におけるW i - F i の利用環境が不十分な状況を踏まえ、町が管理する施設の通信環境を充実させ、利用できるエリアの拡大に努める。</p>	<p>町 事業者</p>	
○	<p>避難行動要支援者へ災害発生情報や避難情報を迅速に伝達するため、自治会内の連絡網の整備も進め、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制の構築を進める。</p>	<p>町</p>	
	<p>町が管理する施設等のW i - F i 環境を充実させるとともに、観光施設等においてW i - F i サービスの利用範囲の拡大を促進する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害発生時に住民が迅速、適切に避難行動をとれるように、防災メールの導入や、新たなツールの整備を検討する。</p>	<p>町</p>	

リスクシナリオ		
5-1 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
< 防災意識の啓発 > 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、広報誌や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	○	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
< 防災情報の入手に関する普及啓発 > 災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、防災ガイドマップ等で周知している。		災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】		
< 防災教育の推進 > 防災ガイドマップを配布するとともに、学校及び地域において出前講座を実施し、防災教育を行っている。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、防災教育の充実を図っていく必要がある。
< 学校防災体制の確立 > 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。
【情報通信基盤の耐災害性の強化】		
< 電気通信事業者・放送事業者の災害対策 > 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
< 総合防災訓練の実施 > 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、総合防災訓練を実施している。	○	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制のさらなる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
【電力の供給停止対策】		
< エネルギー供給事業者の災害対策 > 電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	○	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	県 町	
	停電発生時のラジオの活用をはじめ、様々なICT機器を活用した防災情報入手の方法や充電対策等について、防災ガイドマップやホームページ、防災訓練を通じて普及啓発を行う。	県 町	
○	各学校に応じて、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、防災教育の普及啓発の充実を図る。	町	
○	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	県 町	
○	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資機材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。	県 町 事業者	
	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加のもと、より実効性の高い総合防災訓練を実施する。	町 消防本部	
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 事業者	

リスクシナリオ		
5-1 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p>< 行政施設の非常用電源の整備 ></p> <p>庁舎については、補充用燃料を含めた非常用電源設備の整備を実施している。今後とも設備が正常に作動するよう適切な維持管理・更新を行う。</p> <p>その他の行政施設についても、施設特性等を鑑み、各施設担当にて適切な設備配置を図る。</p>	○	<p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。	町	

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
リスクシナリオ 5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
<エネルギー供給事業者の災害対策>		
電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、大規模災害時に電力施設及びガス供給施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者及びガス事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	○	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
<石油燃料供給の確保>		
青森県石油商業組合上北支部との間に災害時の石油燃料の供給に関する協定を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	○	災害発生時には青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
<避難所等への燃料等供給の確保>		
青森県石油商業組合上北支部及び一般社団法人青森県エルピーガス協会との間に災害時の燃料供給に関する協定を締結し、災害時に町の要請による優先供給を図っている。	○	災害発生時には協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
<石油コンビナート等防災計画に基づく防災対策>		
六ヶ所村の石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、消防本部は関係機関と連携し、防災訓練等へ参加している。	○	石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き関係機関と連携し、防災訓練に参加する必要がある。
【再生可能エネルギーの導入促進】		
<再生可能エネルギーの導入>		
災害発生時に必要なエネルギーを自給するため、再生可能エネルギーの積極的な導入を図っており、大型太陽光発電の企業誘致をはじめ、現在は町も出資し合同会社として計画している風力発電については、順調に計画が進んでいる。		地球規模で温暖化が進む中、環境負荷が低い社会を築くことが求められていることから、再生可能エネルギーの更なる導入を推進する必要がある。
【企業における業務継続体制の強化】		
<企業の業務継続計画策定の促進>		
災害発生時における企業の経済活動の停滞を回避するための企業の業務継続計画策定の促進についての取り組みは行われていない。	○	災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進していく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 町 事業者</p>	
○	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、供給対象・連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に燃料が供給されるよう、引き続き、連絡体制に係る情報更新等を行う。</p>	<p>町</p>	
	<p>石油コンビナート特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため引き続き関係機関と連携し、防災訓練に参加する。</p>	<p>県 町 事業者</p>	
○	<p>災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、引き続き地域のエネルギー資源を地域が主体となって活用する新たなシステムづくりを推進していく。また、公共施設のほか、家庭や事業所での太陽光発電設備等の普及促進に努める。</p>	<p>町 事業者</p>	
	<p>商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP融資）について併せて周知する。</p>	<p>県 町</p>	

リスクシナリオ		
5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 平時から災害発生時に備え、道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	常に天災等に備え、避難や物資の輸送に支障が出ないよう、災害の発生を予測した道路網の整備が必要である。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋は全て跨道橋であり、有事の際に輸送路の支障とならないよう、定期的な点検を実施している。	○	整備後、相当の年数が経過しており、下北縦貫道路等の跨道橋となっているため、定期的な点検を実施し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋の定期的な点検を行い、適切な改修・改善を計画的に実施する。	町	

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
リスクシナリオ 5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	○	人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
<水道施設の応急対策> 災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図っている。	○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、災害用備蓄資材（応急復旧）の整備を図る必要がある。
<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害復旧対策とし、水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量を確認している。水道事業者の業務継続計画の策定は行われていない。		災害により、事業の継続に影響を与える場合においても優先実施事業を中断させない事業継続計画（BCP）の策定をする必要がある。
【下水道施設の機能確保】		
<避難所等におけるトイレ機能の確保> 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、簡易トイレ等の確保に係る検討を進めている。		現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法を予め定めておく必要がある。
【合併処理浄化槽への転換の促進】		
<合併処理浄化槽への転換の促進> 老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、費用の一部を助成する浄化槽補助金制度を設けるとともに、広報や町ホームページにより当該制度の周知に努めている。また、平成30年度から補助金の対象範囲を広げ、設置者の負担軽減を図っている。 生活排水処理率令和6年度末時点75.05%設置、基数R6=30基、R7=30基	○	災害発生時に備え、引き続き、老朽化した単独処理浄化槽等から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	
○	災害時に水道施設及び管路に被害が発生しても速やかに給水を再開するため、引き続き、必要に応じ、応急復旧体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急復旧)の更新を図る。	水道企業団	
	事業継続計画(BCP)の周知徹底を図るため、職員及び関係団体への研修を実施する。また、計画の実効性を高めるため、定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに、適宜計画の見直しを行う。	水道企業団	
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。	県 町	
○	老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、浄化槽補助金制度の周知に努めるとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	県 町	合併処理浄化槽普及率： 令和12年度 91%

事前に備えるべき目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める		
リスクシナリオ		
5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 平時から災害発生時に備え、道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	常に天災等に備え、避難や物資の輸送に支障が出ないよう、災害の発生を予測した道路網の整備が必要である。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋は全て跨道橋であり、有事の際に輸送路の支障とならないよう、定期的な点検を実施している。	○	整備後、相当の年数が経過しており、下北縦貫道路等の跨道橋となっているため、定期的な点検を実施し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
【公共交通・広域交通の機能確保】		
<鉄道施設等の耐災害性の確保・体制の整備> 災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため災害情報の連携を行っている。	○	災害発生時における鉄道利用者の安全性向上のため、引き続き災害情報の共有を図る必要がある。
<災害時における公共交通の安定供給の確保> 災害発生時の公共交通の安定供給の確保のための取り組みは行われていない。		公共交通利用者が減少しているが、交通事業者と連携できる仕組みづくりを構築する必要がある。
<地域公共交通の確保> 公共交通は、鉄道業者2者と野辺地駅を起点とし、バス業者2者が、むつ市・青森市・十和田市・六ヶ所村・東北町と隣接市町村へアクセスしている。公共交通は、人口減少とマイカーの普及により減少傾向が続いている。		東日本大震災では、自動車の流出、道路・鉄道の被災など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難所への移動や避難所生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が必要となったことから、平時から地域公共交通を守り、維持していく必要がある。また、広域的な地域公共交通は、単独の市町村では解決が難しいことから、関係市町村が連携して取り組んでいく必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】		
<広域交通の確保> 災害発生時に地域公共交通網が分断された場合の広域交通として、青い森鉄道線・JR大湊線の鉄道業者と情報共有を図っている。		災害発生時における、広域交通の確保について、隣接市町村と連携した取り組みを行う必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋の定期的な点検を行い、適切な改修・改善を計画的に実施する。	町	
○	災害発生時に円滑な連携が取れるよう、一層の情報共有を図っていく必要がある。	県 鉄道事業者	
	災害発生時における市民の交通手段が確保されるよう、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携強化を図る。	国 県 町	
	大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域公共交通を守り、維持していくため、隣接市町村との連携を図りながら、路線の維持存続のため、一層の利用促進を図る必要がある。	町 連携町村	
	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、JR、民営鉄道事業者及び航路運航事業者と一層の情報共有を図る。	町	

リスクシナリオ		
5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><代替交通手段の確保></p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため交通事業者と情報共有を図っている。</p>	○	災害発生時において、交通手段の確保に向けて、交通事業者と連携した取り組みが必要である。
<p><代替輸送手段の確保></p> <p>現時点では、代替輸送手段の確保については検討されていない。</p>	○	災害発生時において、輸送手段の確保に向けて、輸送事業者と連携した取り組みが必要である。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	代替交通手段の確保のため、交通事業者と連携し情報共有を図る。	県 町	
○	代替輸送手段の確保に向けた取り組みが求められているため、交通事業者と連携し、体制を検討する。	県 町	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【復興まちづくりのための事前準備】		
<事前復興まちづくり計画の策定・共有> 現時点では、事前に示す復興ガイドラインの策定は行っていない。		東日本大震災の経験を教訓として生かし、復興プロセス・手順を事前に示すガイドラインを策定する。 また、策定へ向けて住民・事業者・関係団体を含む事前復興検討会・復興まちづくりを協議する地域合意形成の仕組みを設置する必要がある。
<復興人材・体制の確保> 震災からの復興に要する人材の確保や体制づくりについては、今後検討する。		震災時における公共の役割を風化させないための職員・住民向け復興対応研修・訓練を実施する必要がある。
<応援協定・人材派遣> 震災からの復興における近隣自治体等との応援協定や人材派遣については、今後検討する。		県・他市町村・大学・専門家との応援協定・人材派遣協定の実施体制を構築する必要がある。
<復興体制の組織化・部局横断化> 震災からの復興体制の組織化及び部局横断化については、今後検討する。		東日本大震災の経験を生かし、復興体制の組織化及び復興整備計画の策定による手続きの部局横断化や一元化プロセスの整理が必要である。
<地域合意形成の仕組みづくり> 事前復興まちづくりの計画を策定するための地域合意形成の仕組みづくりを今後進める予定である。		地域合意形成の不備は住民間の対立や分断を招き、災害時の復興方針の決定遅延や復興の妨げとなるため、平時から協議の場を整え将来像を共有する仕組みを構築する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>東日本大震災の経験を教訓として生かし、復興プロセス・手順を事前に示すガイドラインを策定する。</p> <p>また、策定へ向けて住民・事業者・関係団体を含む事前復興検討会・復興まちづくりを協議する地域合意形成の仕組みを設置する。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>震災時における公共の役割を風化させないよう、平時から継続的に訓練および研修体制を整える。また、職員・住民向けの復興対応研修・訓練を実施することで、災害発生時に備える。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>県・他市町村・大学・専門家との応援協定や人材派遣協定の推進が必要であり、特に県との協定に基づき災害時に応援を受けられる体制を確保しつつ、より広域的な連携強化を進めていく。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>東日本大震災の経験を踏まえ、これまで十分に進んでいなかった復興に対する組織体制づくりを強化する。また、平時から復興整備計画の策定を進め、手続きの部局横断化や一元化プロセスの整理を図ることで、災害発生時の迅速な復興に備える。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>平時から住民・事業者・行政が参加する協議の場を設け、地域の将来像や復興方針について合意形成を図り、災害時の迅速な復興に備える。</p>	<p>国 町</p>	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-2 災害対応・復旧事業を支える人材等（コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興ができなくなる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害ボランティア受入体制等の構築】		
<災害ボランティア受入体制の構築> 災害ボランティアのスムーズな受入体制を構築するため、町と社会福祉協議会の連携による受入体制を検討している。		町と社会福祉協議会の連携による災害ボランティア受入体制の構築が必要である。
<災害ボランティアコーディネーターの育成> 災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、その育成に係る取り組みについて、町と社会福祉協議会の連携による育成体制を検討している。		町と社会福祉協議会の連携による災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。
【災害応援の受入体制の構築】		
<災害応援の受入体制の構築> 災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。	○	災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受け入れが必要であり、配慮する必要がある。
【農林水産業の担い手の育成・確保】		
<農業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取り組みを実施している。	○	当町の安全・安心な農産物を供給していくためには、農業の後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現在では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。
<水産業の担い手育成・確保> 当町の安全・安心な水産物を供給していくため、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。	○	当町の安全・安心な水産物を安定供給するためには、後継者や新規就業者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。
【地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、共助の要となる自主防災組織を各町内会に設立し、活動の充実強化を図っている。	○	地域防災力向上のため、自主防災組織の設立を促しているが、新たな組織の結成、増加が困難な状況にある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受け入れと効果的に活動できる体制を構築するとともに、平時から事務局である社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携を図りながら、受入体制の仕組みを検討する。	県 社会福祉協議会	
	災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図るため、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、町と社会福祉協議会の連携による研修会の実施についても検討する。	県 社会福祉協議会	
○	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続きを運営マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等により実効性を高めていくとともに、他自治体の応援職員を円滑に受け入れるため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を図る。また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町	
	当町の農業の振興と持続的発展に向けて引き続き、後継者の育成や新規就農者の確保に取り組む。	県 町	
	基幹産業である水産業の成長産業化に向けて、引き続き水産業における課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。	県 町 連携町村	
	自主防災組織の新たな結成が進みにくい状況を踏まえ、リーダー研修会や防災啓発研修などを通じて地域の防災力向上を図り、既存組織の活動充実に努める。	県 町	自主防災組織数： 令和7年度 8組織 令和12年度 10組織

リスクシナリオ		
6-2 災害対応・復旧事業を支える人材等（コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興ができなくなる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	○	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。</p>	○	<p>近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保及び装備の充実を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、近年発生した事案の教訓を踏まえた対応を検討する。</p>	<p>県 町 消防本部</p>	
○	<p>地域の実情に応じて消防団員の確保及び装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。</p>	<p>県 町 消防本部</p>	<p>団員の確保： 令和7年度 159 令和12年度 条例定数</p>

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ		
6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
<p><災害廃棄物処理計画の策定及び運用></p> <p>近年の各地の災害状況を受け、災害廃棄物の人体への影響等を踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うための災害廃棄物処理計画が必要であるが、策定されていない。</p>		<p>災害廃棄物は一般廃棄物とされ、町が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青森県災害廃棄物処理計画や野辺地町地域防災計画などと整合性を図りつつ、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。</p>
<p><家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策></p> <p>災害が発生した場合は、町からごみ収集・運搬の委託契約を受けている業者及び許可業者を動員し、被災地と指定避難所のごみ収集・運搬に当たっており、被害じん大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬している。</p>		<p>災害発生時に、家庭系災害廃棄物を円滑に収集・運搬するため、平時の備えとして、関係事業者や関係団体との連携を推進する必要がある。</p>
<p><農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農業協同組合等の関係機関との連携を図っている。</p>		<p>災害発生時においても農業資材等の廃棄物が適正に処理される必要があることから、平時から関係機関との連携を強化する必要がある。</p>
<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。また、災害時には、適切な飛散・ばく露防止措置を講じる必要があり、平常時からの災害に対する備えが重要になるため、初動対応者等への注意喚起や損壊建築物等の応急措置など、事前調査実施前に必要な対応を整理している。</p>	○	<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進めるとともに、計画策定後は災害廃棄物処理対策について地域で取り組み、教育訓練等を通じた人材育成にも努めるほか、必要に応じて見直しを行い処理計画の実効性を高める。</p>	町	
	<p>災害が発生した場合において、円滑に家庭系災害廃棄物等を収集・運搬するための具体的な行動及び実務を明記したマニュアル等を策定し、関係団体との連携を図る。</p>	町	
	<p>災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、関係団体との情報共有や、連携・連絡体制の構築など、連携体制の強化を図る。</p>	町	
	<p>災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	県 町	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害時の円滑な復旧・復興のための準備】		
<平時からの事業等用地の選定及び関係機関との連携> 大規模災害発生後の迅速な復興を可能とするための準備として、候補地の整理や関係機関との連携について検討する。		大規模災害発生後の迅速な復興を可能とするため、平時から事業用地や仮設住宅、仮設店舗・仮事務所等の整備に必要な用地の候補地を整理するとともに、民有地を含めた活用方策の検討、関係機関との連携体制の構築、制度・手続きの事前整理を推進する必要がある。
<事業用地・復興拠点の確保> 復興用地候補地リストの作成を検討している。		公有地（未利用地・遊休地）の洗い出しや民有地を含めた復興用地候補地リストを作成する必要がある。
<仮設住宅用地の事前確保> 仮設住宅建設候補地の事前選択及びインフラ接側の事前確認を検討している。		応急仮設住宅の建設候補地が不足しているため、確保に向けた取り組みを進める必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅を把握する必要がある。
<災害時における必要最小限の行政機能を確保するための事前整理> 災害発生時における行政機能を確保するために、必要となる機能・連携体制について検討している。		自力対応には限界があることから、県や建設業協会・近隣市町村との連携を前提とした、必要最小限の仮設機能に向けた事前整理を実施する必要がある。
<仮設店舗・仮設工場・仮事務所の整理> 災害発生による商業・業務機能の早期回復に向けた対応方策を検討している。		仮設商店街・仮設工業用地の候補地整理と商工会・事業者団体との連携による仮設店舗整備の事前検討及びテナ型施設等の活用を検討する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>大規模災害後の迅速な復興を可能とするため、これまで十分に行われてこなかった事業用地や仮設住宅、仮設店舗・仮事務所等の用地候補地の事前整理を進める。あわせて、民有地を含めた活用方策の検討、関係機関との連携体制の構築、制度・手続きの事前整理を平時から推進し、復興に向けた体制を整える。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>公有地（未利用地・遊休地）の洗い出しや民有地を含めた復興用地候補地リストを作成する。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>応急仮設住宅の建設候補地が不足していることから、その確保を進めるとともに、災害時に提供可能な民間賃貸住宅の把握を進める。また、避難の長期化に備えて、他市町村への応援要請も含め、受入体制を確保していく。</p>	<p>国 町</p>	
○	<p>自力対応には限界があることから、県や建設業協会・近隣市町村との連携を前提とした、必要最小限の仮設機能に向けた事前整理を実施する。</p>	<p>国 町</p>	
	<p>仮設商店街や仮設工業用地の候補地を整理し、商工会や事業者団体と連携した仮設店舗整備の事前検討を進める。また、コンテナ型施設の活用も検討しつつ、災害時に向けた体制整備を図る。</p>	<p>国 町</p>	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ		
6-5 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【地域コミュニティ力の強化】		
<地域コミュニティ力の強化> 地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる自治会が活発な活動ができるように支援している。		地域コミュニティの希薄化、リーダー等の高齢化、なり手不足などにより、地域防災力の低下が懸念されていることから、自助、共助の中心となる自治会の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。
<農山漁村の活性化> 「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取り組みを推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。
<地域コミュニティを牽引する人材の育成> 災害発生時に共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、地域の人材が必要不可欠であるため、地域コミュニティの中心となる自治会の研修会の開催や人材育成等に取り組んでいるが、特に30代～40代の人材確保が困難となっている。また、災害発生時に速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。		地域コミュニティの維持と活性化のため、特に若い人の人材育成に取り組む必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保のため、PR活動や事業所等への働きかけを行っている。	○	近年、消防団員は減少傾向であることから、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保及び装備の充実を図る必要がある。
【応急仮設住宅の確保等】		
<応急仮設住宅の迅速な供給> 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の建設場所、建設資材の調達方法及び建築技術者の確保について決定している。		建設に関する具体的な手順等を定めるとともに、整備マニュアルの作成及び、提供可能な民間賃貸住宅の把握が必要である。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時における共助を支える地域コミュニティ力の強化に向けて、引き続き、自主的・主体的な活動の促進を図る。また、地域おこし協力隊等の外部人材の円滑な受け入れと地域コミュニティ力の強化が図られるよう、隊員の定着に向けた生業づくりやコミュニティ形成を支援していく。	町	
	あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域の人々など、多様な主体(地区環境公共推進協議会)の参加のもとで、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。	県 町	
○	地域コミュニティの持続と活性化に向けて、地域を支える自治会の担い手となる若手を中心とした人材育成に取り組む。	町	自治会長研修会の開催： 令和7年度 年1回 令和12年度 年1回
○	地域の実情に応じて消防団員の確保及び装備の充実を図る。また、効果的な手法を検討しながら、引き続き、PR活動や事業所等への働きかけを行う。	県 町 消防本部	団員の確保： 令和7年度 159 令和12年度 条例定数
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、建設に関する整備マニュアルを作成するとともに、関係団体と連携して災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅の把握に努める。	県 町	

事前に備えるべき目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
リスクシナリオ 6-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【風評被害等による地域経済等への甚大な影響】		
<正確な情報発信による風評被害の防止> 風評被害を防ぐため、正確な情報を発信することに努めている。		生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図っていく必要がある。
<安全・安心な生産・流通システムの構築> 安全・安心な生産・流通システムの構築に取り組んでいる。		生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により、農産物・水産物の認知度向上を図っていく必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 平時から災害発生時に備え、道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	常に天災等に備え、避難や物資の輸送に支障が出ないよう、災害の発生を予測した道路網の整備が必要である。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	○	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<農道等の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋は全て跨道橋であり、有事の際に輸送路の支障とならないよう、定期的な点検を実施している。	○	整備後、相当の年数が経過しており、下北縦貫道路等の跨道橋となっているため、定期的な点検を実施し、計画的に老朽化対策を実施する必要がある。
【代替交通・輸送手段の確保】		
<代替交通手段の確保> 災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため交通事業者と情報共有を図っている。	○	災害発生時において、交通手段の確保に向けて、交通事業者と連携した取り組みが必要である。
<代替輸送手段の確保> 現時点では、代替輸送手段の確保については検討されていない。	○	災害発生時において、輸送手段の確保に向けて、輸送事業者と連携した取り組みが必要である。
<輸送ルートの代替性の確保> 現時点では、代替輸送ルートの確保については検討されておらず、確保に向けた取り組みは行われていない。	○	代替輸送ルート確保のため、道路や橋梁など施設の整備を進める必要がある。また冬期間の災害に備え、道路の除排雪に関しても強化する必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	生産・流通・加工の関係者と連携し、安全・安心な生産システムの構築に取り組むとともに、正確な情報を積極的に発信することで農産物・水産物の認知度向上を図り、風評被害を防ぐ。	町	
	生産から流通・加工まで関係者が連携し、高度な品質・衛生管理を徹底することで安全・安心な生産システムの構築を進めるとともに、積極的な情報発信により農産物・水産物の認知度向上と風評被害の防止を図っていく。	町 事業者	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県 町	健全性診断区分Ⅲ以上の橋梁 修繕進捗率： 令和7年度 0%/時点 令和12年度 80%/時点
○	災害発生時の避難路・代替輸送路となる林道橋の定期的な点検を行い、適切な改修・改善を計画的に実施する。	町	
○	代替交通手段の確保のため、交通事業者と連携し情報共有を図る。	県 町	
○	代替輸送手段の確保に向けた取り組みが求められているため、交通事業者と連携し、体制を検討する。	県 町	
	引き続き、代替輸送ルート確保のための整備を行う。また、災害発生時に円滑な連携が図られるよう関係機関と一層の情報共有を図っていく。	県 町	

令和3年3月
令和8年3月(改定)

附属資料 リスクシナリオごとの対応方策

野辺地町 防災管財課

〒039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1

TEL. 0175-64-2111 FAX. 0175-64-7510